

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第52号 2018年6月

HEADLINE

本号では、連携企画「アジアのための国際協力in法分野2017」の第3弾として、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター、神戸大学大学院国際協力研究科、早稲田大学法学部と共催して慶應義塾大学三田キャンパス南館地下4階ディスタンスラーニング室で2017年12月2日に開催した「法整備支援シンポジウム」を取り上げました。

シンポジウムでは、第1部で法務省法務総合研究所国際協力部の教官から「法整備支援とは何か」としてプレゼンテーションがあり、第2部では研究発表、第3部では全体討論が行われました。全体討論では、特に「法整備支援の担い手」というテーマで活発な討議が行われました。

(目次)

開会挨拶 慶應義塾大学大学院法学研究科教授 松尾 弘	2
第1部 導入講義 「法整備支援とは何か」	
法務省法務総合研究所国際協力部法務教官 岩井 具之	4
第2部 研究発表	
「カンボジアにおける司法アクセス」	
千葉県弁護士会外国人の権利委員 弁護士 加々美 光	9
「ベトナムにおける法解釈権一判例の適用・発展への影響」	
名古屋大学大学院法学研究科 ニエップ・ティ・ラン、マイ・ティ・フオン.....	15
「アジア諸国における土地収用制度とその課題～日本、中国、香港、カンボジア～」	
慶應義塾大学松尾研究会 東谷彩香、徳永壮亮、本行萌、端山敬久	21
「ベトナムにおける土地収用制度」	
慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻	
チャン・カン・ヴァン、フォック・ダン・リエン・ハイ、グエン・タイン・トゥ ...	29

第3部 全体討論

モデレーター 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘	38
総括コメント 名古屋大学法政国際教育協力センター長 小畑 郁	56
閉会挨拶 公益財団法人国際民商事法センター事務局長 北野 貴晶	57

資料（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

カンボジアにおける司法アクセス

ベトナムにおける法解釈

アジア諸国の土地収用制度

Land Resumption in Vietnam

連携企画「アジアのための国際協力in法分野2017」法整備支援シンポジウム

日時：2017年12月2日（土）13:00～18:00

会場：慶應義塾大学三田キャンパス 南館地下4階ディスタンスラーニング室

（司会）早速、開会挨拶として慶應義塾大学大学院法務研究科・松尾弘教授よりご挨拶いただきます。

開会挨拶

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

今日は本シンポジウムにお出でいただき、本当にありがとうございます。連携企画「アジアのための国際協力in法分野2017」は、今年6月の法務省法務総合研究所国際協力部における「法整備支援へのいざない」（いざないシンポ）を皮切りに、2番目の8月の名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)におけるサマースクール「アジアの法と社会2017」を経て、本日のシンポジウムを迎えました。本シンポジウムの趣旨説明も兼ねて、これまでの経緯を手短にご紹介、確認したいと思います。

6月のいざないシンポでは、法整備支援のキャリアパスをテーマにして、法整備支援に実際に携わる実務家による講演およびパネルディスカッションを行い、法整備支援への関わり方について認識を広げました。

続く8月のサマースクールでは、アジアの法と社会の変容から法整備支援の意義を考えようということテーマにしました。幾つかの柱がございました。第1に「変動するアジアの法と社会」というサブタイトルの下で、ウズベキスタンにおける行政法の方向転換、ミ

ヤンマーにおける投資法の発展、比較法から見たインドネシア法について、専門家の講義を頂きました。続いて、第2に「法律家のキャリアと法整備支援」と題して、検事による国際面での仕事としての法整備支援、それから弁護士としてコートジボワール共和国の司法アクセス改善に取り組んだ原先生のお話を伺いました。そして名古屋大学日本法教育研究センターが実施する、日本語による日本語教育を通じた人材育成についても議論されました。そして、第3に、アジア各国の土地所有権の在り方をテーマにして、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタンの土地所有制度に関する留学生による発表が行われました。これをベースにして、以下の5点について全体討論が行われました。それは、①資本主義国における私的土地所有と社会主義国における土地の全人民所有との異同、②土地と建物との関係、③マンション等における共有関係の法的な捉え方の特色、④占有と所有の関係、そして、⑤土地所有制度と土地取引制度の関わり方です。

以上のような、第1弾としてのいざないシンポ、第2弾としてのサマースクールを踏まえて、第3弾としての本シンポでは、以下の2つのトピックを中心に、さらに議論を深めてまいりたいと思います。

第1に、法整備支援にいかにより多くの人が持続的に関与して、その成果を限られたサイクルの中で共有される知識、技術の向上にとどめるのではなく、それを誰もが、いつでも、どこにいても法的救済にアクセスできる、いわゆる《法ユビキタス》を目指して、法整備への協力をインクルーシブ(inclusive)なもの、つまり《全市民参加的》なものにするかです。これは今年の国際協力機構(JICA)シンポの中心テーマでもありましたし、実は昨年の本シンポのトピックでもありました。いかに多くの人々が多様な形で法整備への協力活動に参加するかという議論を引き継ぐものでもあります。本日は法整備支援活動に地道に取り組んでおられる加々美光弁護士から、カンボジアを題材にした具体的なお話を伺って、それを契機に議論を進めたいと思います。また、法の知識を社会に普及させるためには、法が具体的な事件においてどのように解釈されて適用されるかを明らかにしてくれる判例の公開、そして判例の公開による批判的な研究、それを通じた法解釈の発展が不可欠であると思われます。この観点から、ベトナムにおける最近の判例制度の展開について、法解釈権の所在に焦点を当てたベトナムの留学生からの報告もご紹介します。

今日のシンポの第2の柱として、法整備支援を真に意義あるものとしていくためには、各国の法制度の歴史・文化、政治・経済の動向、社会の現状とその背景事情を含めて、深く理解するための基礎研究の進展も不可欠です。本シンポジウムではこの観点から、サマースクールの全体討論で取り上げた、各国の土地所有制度の中で、開発プロセスにおいて、公共事業を実施する際に不可避免的に生じる土地収用の問題に焦点を当てて議論を深めたいと思います。具体的には日本、中国、香港、カンボジア、ベトナムの土地収用制度を題材にして発表と討論を行います。

従来から本シンポは、全員参加型のフォーラムを趣旨として開催して参りました。今日は休日でもありますし、皆さまが所属する組織や国の枠を越えて、リラックスして自由に発言していただいて、午後のひとときを楽しんでいただけたら幸いです。

最後に、本シンポジウムの開催にご協力いただいた岩井具之教官をはじめ、法務省法務

総合研究所国際協力部の皆さま、小畑郁先生をはじめとする名古屋大学CALEの皆さま、法整備支援活動をいつも温かく支えてくださっている国際民商事法センターの北野貴晶事務局長、それから今日はJICA、さらには日弁連国際交流委員会の先生方にもご参加いただいております。本当にお礼を申し上げたいと思います。また、本日の準備のために地道な準備作業に奔走してくださった慶應大学の学生の皆さんにも、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。以上をもって、本シンポジウムの開催趣旨の説明とご挨拶に代えたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) ありがとうございます。

これより第1部を始めさせていただきます。導入講義として、法務省法務総合研究所国際協力部・岩井具之の法務教官より、法整備支援とは何かについてお話させていただきます。

第1部 導入講義「法整備支援とは何か」

岩井 具之（法務省法務総合研究所国際協力部 法務教官）

先ほど松尾先生からあった今年6月の「法整備支援へのいざない」というシンポジウムを主催したのが法務省法務総合研究所国際協力部です。そこでは、法整備支援に携わるのはどのような人がいるか、どういうキャリアを歩んできたかをお話ししました。本日はこのシンポジウム開催に当たり、法整備支援そのものを全くご存じない方がいらっしゃるということなので、その前提として、法整備支援はどういうものなのか、どういう人が関わっているのか、なぜそういうことするのかということを中心にお話をさせていただきます。私自身は今年4月までは検事として刑事事件の捜査公判の現場で活動しておりました。だから法整備支援の分野ではまだ8カ月で、ルーキーです。この会場にはもう10年以上、法整備支援に携わっておられるベテランの先生方がたくさんいて、イチローの前で野球とは何かを語るようなもので、私は非常に緊張しております。一つの試験のような感じになっていますが、合っているか、間違っているかは、ベテランの方に聞いてください。

法務総合研究所国際協力部について

法務省法務総合研究所（法総研）は法務省の一部門です。刑事局や民事局など、いろいろな局がありますが、法務総合研究所という研究所が一つあります。「犯罪白書」は法律を学んでいる人なら1回は聞いたことがあるのではないかと思います。その犯罪白書を作っているのが法務総合研究所の研究部です。それと並んで国際協力部（ICD）というわれわれの組織があります。またその上に国際連合研修協力部（通称UNAFEI）があります。ここは国連機関の一部として、世界各国から刑事分野や矯正分野などの専門家を集めて研修を行います。その研修を担当しているのが国際連合研修協力部です。国際協力部ができたのは2001年4月で、われわれは主にアジア諸国に対する法整備支援に関する業務を行っています。所属している職員の数、部長、副部長を含めて教官が11名です。その出身は検事が8名、裁判官が2名、法務省のキャリアが1名、さらに事務的なことを主に行う専門官が11

名、約20名の規模の部署です。

国際協力部は、最初は大阪地検、大阪高検が入っている中之島合同庁舎というビルに入っていたのですが、今年10月に移転して現在は東京都昭島市で活動しております。周りには住宅ぐらいしかない、ちょっと寂しいところなのですが、これからどんどん発展していく可能性を秘めているところなので、ぜひ皆さん、一度見学に来ていただければと思います。

「法整備支援」って何？

本題です。法整備支援とは、法律が十分に整備されていない国、法律はあるけれども十分に運用されていない国を対象として、法律を作ったり、法律の運用や執行の体制を改善したり、それを支援したりすることです。ここで重要なのは、法律を作ったり、体制を改善したりということそのものをするのではなく、支援するということです。われわれが相手国の代わりに何かをするのではなく、相手国が自分たちであることを支援する、サポートするところにポイントがあります。

法整備支援の内容

一つは文字どおり、法律を作るための支援です。例えばベトナムでは、民法や民事訴訟法といった基本法令の起草を支援してきました。日本の弁護士、検事、裁判官などの法律実務家がベトナムに駐在して、現地の司法省の職員など法令を所管する人と議論を交わしながら法律の内容を考えていきます。現地の人たちが、自分たちの国に合った法律は何かを考えるお手伝いをしていくわけです。また、ベトナムから法律を担当する職員の人たちをグループで呼んできて日本で研修を受けてもらい、日本の制度を勉強してもらったり、日本の実務、裁判所の仕事を見てもらうなどの活動をしています。それから、日本にいる研究者や実務家などが知恵袋的なグループをつくって、ベトナムの法律の在り方、どのようなものが向いているかなどを議論しながらアドバイスするという活動もしてきました。このように、その国にどのような法律が向いているのか、適しているのかを考えて手助けをするのが一つ目の仕事です。

二つ目として、法律がきちんと運用・執行されるための制度支援も行ってきました。例えばこれは今現在も動いているのですが、ラオスで労働法のハンドブックを作っています。法令を作ったとしても、それがきちんと運用されなければ単なる絵に描いた餅になってしまいます。そこで法律家が、きちんと法令の趣旨や内容を理解した上で、国家全体で統一的な運用ができるように支援することも、われわれの重要な使命です。

そして三つ目が、法律家などの人材の育成支援です。やはりどの国でも人材育成は重要なことです。法令があって、その運用体制があったとしても、それを動かす人がきちんと活動していなければなりません。そこで、法律家が共通して持っているような思考力（リーガルマインド）を持つ優秀な法律家を育てていくことで、法律の運用や起草そのものの底力が身に着いていきます。例えばカンボジアには裁判官や検察官を養成する機関がありますが、ここの教官が若い法律家を育てるための仕組みや教材などを作ってきました。人

材育成に対して支援することで、育てられる人が生まれ、新たに育っていく。こうやってその国自身が自立して、良い循環が生まれて、自発的に育っていくことができる。これが人材育成支援のポイントです。

このように、法律を作るための支援、法律がきちんと運用・執行されるための制度支援、そして法律家などの人材育成支援の三つを柱として法令・法整備支援を続けてきました。それによって相手国が自ら考えて改善し、自立していくことができ、そして最終的には、日本の法整備支援が不要になることが目標です。これら三つの支援は、日本の法律実務家、研究者、JICAのスタッフなど、いろいろな人が関わって、チームとして行ってきました。

なぜ法整備支援をするの？

では、なぜ日本自身、自分の国にまだ問題があるにもかかわらず、他国の法律の支援をしているのでしょうか。

一つは、日本における最も基本的な考え方である、法の支配の考え方を世界的に普及させたいということです。国のトップの一存でミサイルがボンボン飛んでいくような、人が支配する国ではなく、法が支配する、良い統治を行う国をもっと広めていきたい、法の支配が確立されていくことで世界の平和や安定が構築されていくだろうという考えが根底にあります。つまり、相手国の法の支配やグッドガバナンスの確立です。

また、日本は世界中の支援を使って経済発展を遂げてきましたので、相手国にもそれをリターンしていく責任があるような気がします。やはり富がきちんと整えられないと国は安定しません。相手国の経済発展の基盤を確立することで世界中に富を行き渡らせることも、世界の安定や平和の構築につながります。

三つ目は議論があるところですが、日本の血税を使って法整備支援をしている以上、日本国民にも何らかの恩恵がなければ、続けていけないのではないかという発想があると思います。その恩恵として、日本企業が海外展開するための投資環境整備などの考え方がありますが、単に日本の企業のためにやっているわけではありません。やはり世界中の企業が平等に扱われるべきですから、世界中の企業がどんどん相手国に投資できるような整備という視点で法整備支援を行っています。

法整備支援に関する政府の方針

現在では重視されている投資環境整備の視点は、2013年にできた「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂によって付け加えられたものです。ですから、最近このような考え方が生まれてきたということで、これが果たして日本の法整備支援に必要なのかということは、まだ議論があるところですが。ちなみに、この法制度整備支援に関する基本方針はウェブサイト上でも見ることができるので、ぜひ一度見てください。

どんな人が関わっているの？

法整備支援は枠組みとしては、政府開発援助（ODA）によって、主にJICAを通じて実施しています。ODAは開発途上国の経済発展のために先進国の政府が行う援助や出資のことで、

税金を投入しています。そしてJICAは、日本の政府が開発途上国に対して援助のためのお金を出したり、技術的な協力をする際の実施機関で、独立行政法人です。このJICAが中心となって、ODAを使って行っています。

JICAが外国の支援をする場合には、プロジェクトという形を取ります。相手国から「このような協力をしてください」という要請があって、日本政府が外務省やJICA、関係各省で、その要請を受け入れるかどうか検討します。そして政府間で国際約束を締結し、内容について取り決めた上でプロジェクト化していく流れなのですが、要請がなければ何もできないというのがポイントです。

現在法整備支援を行っている対象国は、中国、ラオス、ベトナム、東ティモール、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、バングラデシュなどです。これら全てをJICAプロジェクトで行っているわけではないのですが、これだけの国に対して支援しています。今現在は支援していないけれども過去にしていた国を挙げると、もっとあります。

このような国にJICAのプロジェクトとして派遣されるのは法律実務家が中心です。検察官で言えば、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア、インドネシアの5カ国に6名が派遣されていますし、裁判官はベトナム、カンボジア、インドネシアの3カ国に3名、弁護士はネパール、中国、ラオス、ベトナム、ミャンマー、カンボジアの6カ国に8名派遣されています。このように、まさに法律の実務家が現地に駐在して相手国の機関と議論し、協議しながら適切な法律を考えていく。そのような支援が中心です。

日本の法整備支援の特徴

最後に、日本の法整備支援はどのような特徴を持っているかをお話ししたいと思います。視点としては欧米の支援と比べてということになると思うのですが、一つ目は、支援受入国側の主体性の尊重です。相手国の考え方や文化、歴史的背景などを最大限尊重し、自発的に、どのような法制度が適しているか考えてもらうところに、日本の法整備支援の特徴があります。

2点目は、多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法です。研究者、実務家だけではなく、日本の官公庁や企業など、さまざまな所属の人が関与して多様な支援をしています。

3点目は、国の発展段階・政策課題に応じたプロジェクトの枠組みの設定です。日本のプロジェクト、JICAのプロジェクトで進めるときには、相手国の発展段階や政策課題などをきめ細かく見てプロジェクトの目的、目標を設定し、それに沿って進めていきます。このきめ細やかさが、日本の法整備支援の特徴です。

そして4点目が、自立的な法整備を担う長期的な人材育成の重視です。日本の法整備支援の究極の目的は、その整備支援自体がなくなることだと私は思っています。その国が自発的に、自立的に法整備をできるようになることが目的ですから、そのような人材を育成することも重視しています。

最後に、日本の経験や知見の活用です。日本自体は大陸法や英米法など、さまざまな法体制、法体系の文化の影響を受けながら発展してきました。われわれはこのような経験をアジア諸国に伝える責務があるという考えに基づいて法整備支援を行っています。

本日の配付資料の中に当部のパンフレットがあると思います。開いて1ページ目に、元法務大臣・東京大学名誉教授の三ヶ月章先生の言葉があります。これは、私は好きなのですが、「アジア諸国に先立って、全く独力でフランス法、ドイツ法、英米法という世界の法制度の三大潮流を、自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくてようやく外に向かって、自らの体験を語りかけるべきときを迎えたのである」。これが、まさに日本がなぜ法整備支援を他国に対して行っているか、その意味を示していると思います。

以上、簡単に法整備支援についてお話をしました。多分、まだ分からないことがたくさんあると思います。今この会場にはベテランが大勢いらっしゃいますので、ルーキーの私よりも、ベテランの人にたくさん聞いてください。また、法整備支援はいろいろな人が関わっている分野でもありますから、今回のこのシンポジウムをきっかけに、法整備支援の分野に興味を持って、どのようなことをしているのか自らどんどん調べていただきたいし、ぜひわれわれICDにも聞いてみてください。

質疑応答

(司会) ありがとうございます。ここで質疑応答の時間を設けます。質問がある方は、ぜひ積極的に挙手をお願いいたします。

(Q1) 法整備に関わりたと思ったときに、どのようなことを勉強していくとそこにたどり着くのか。こういうものを勉強した方がいいというものがあれば教えてください。

(岩井) 非常に難しい質問ですが、まずは外国に興味を持つことです。外国に興味を持つと、自然と日本のことが知りたくなり、日本の歴史などを勉強するようになると思います。そこで、法制度はどうなっているのか興味を持って、もし調べ始めたら、やはり日本の方も知りたくなって、比較して、そしてどちらがいいのか考えると思います。だから、きっかけはとにかく外国のことに興味を持つ。海外旅行に行くだけでもいいと思います。海外旅行に行って何かを見たときに、その背景となる制度に視点を当ててみれば、そのまま法制度に対する興味になるのではないかと思います。これをやっていたら法整備支援に関われるというのが何かは分かりませんが、弁護士になって国際交流委員会に登録するのが一番近い道筋なのではないかと思います。あとはJICAが法整備支援に関するいろいろな研修を行っているので、それに応募してみるなどですが、これはベテランの人に聞いてみた方がいいかもしれません。

(司会) それでは、これで第1部を終了させていただきます。岩井教官、ありがとうございました。

第2部の研究発表に移らせていただきます。加々美光弁護士、よろしく願いいたします。

第2部 研究発表

「カンボジアにおける司法アクセス」

加々美 光（弁護士）

法整備支援に関わるきっかけ

私は千葉県弁護士会の外国人の権利委員会に所属しています。カンボジアにおける司法アクセスの発表する前に、私が法整備支援についてどのような道筋を歩んできたか、少しお話をさせていただきたいと思います。

岩井教官のお話にもありましたが、やはり最初は、外国に興味を持つところから始まったと思います。具体的に挙げると、大学2年生のときに日吉の掲示板に貼ってあったのを見て、応募してフィリピンのトラッシュマウンテンというごみ山で生活している人のところにインタビューに参りました。そこで、なぜこういうところで生活している人がいるのだろう、果たしてこれは人権が守られているのだろうか、こういう人たちはこれからどうやって生きていくのだろうと興味を持ったのが最初です。そして日本に帰ってきて、慶應の尹仁河先生の下で国際人権法、人道法を学びました。その後、ロースクールに進んだ後は、名古屋大学のサマースクールやこういった場で発表させていただき、少しずつ法整備支援に足を突っ込んでいきました。弁護士になってからは外国人の権利委員会に所属し、外国の方と接する機会を常に保ちつつ、このような発表の場にも参加させていただき、またJICAでやっている能力強化研修等に参加しながら、今現在もポストが空くのを狙っているという状況です。

カンボジア基本情報

千葉県弁護士会外国人の権利委員会で昨年度、カンボジアに行きました。そのときの写真等を見ながら、カンボジアはどういう国かを少しでも皆さんに知っていただき、興味を持っていただければと思います。

カンボジアの人口は日本の約10分の1、面積は日本の約半分、宗教は仏教の方が多い状況です。有名なものとしては、アンコール・ワットがございます。すごく大きな寺院で、千葉県弁護士会で行ったときも、全ては回り切れませんでした。

皆さんが想像する東南アジアは、恐らく、ご覧いただいている写真のような街並みだと思います。屋台が並んで、人が雑多にいます。これは一面においては正しいことであると思いますが、一方で、同じカンボジアのイオンの中の写真を見ると、発展が進んでいて、これだけたくさん人がいる状況です。このように、東南アジアの発展途上の雰囲気が見られる一方で、発展もしているという二面性を備えているのが現在のカンボジアだと思います。

さらに、カンボジア王立法経大学の学食の写真です。私などは言葉が微妙だったので、指差しでthis oneみたいな感じで注文しました。また、同じく大学内の写真ですが、名古屋大学のセンターの学生さんと、当時いらっしゃった特任講師の方々と撮った写真ですが、学生さんの雰囲気が少し分かるかと思います。

さて、カンボジアの街並みや雰囲気などを見ていただきましたが、歴史上、どのような

ことがあったのかを簡単に説明します。まずは、元々フランスの植民地だったのが、フランスから独立して、カンボジア王国になりました。その後、ポル・ポト政権による大量虐殺が行われ、知識層や弁護士の数が増減する事態が起きました。その後、内戦状態に陥り、結局正常に回復したと評価されるのは1993年、今から24年程度前であろうと思われています。

日本による法整備支援

このようなカンボジアに対して、日本はどのような法整備支援を行ってきたのか。法整備支援関係の中でも、特に立法に関わるもの、弁護士会に対するもの、また検察官や裁判所に関わるものと、大きく三つに分かれていると思われています。民法や民事訴訟法の起草の支援、弁護士会の強化支援、裁判官や検察官の養成校での人材育成支援などをこれまで行ってきました。また2012年から司法省や弁護士会、大学、公立司法学院などでワーキンググループを立ち上げて、今現在、人材の育成に取り組んでいる段階です。

今後行われていくと考えられるのは、主要な民事関連法令の整備（特に不動産関係）、民法・民事訴訟法の適切な運用を支える各種書式例等の整備、また判決を適正・適切に公開していくための準備などです。

司法アクセスの重要性

さて本題です。カンボジアにおける司法アクセスが、私の発表の主たるテーマですが、司法アクセスとは何か。これは非常に難しい問題だとは思いますが、一つの考え方としては、総合法律支援法という法律に定められている、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるということが言えると思います。私の解釈としては、何か困ったときに相談できる法律の専門家がいて、そのような人にたどり着ける。これが司法アクセスの問題であると思っています。例えば私は今現在、千葉恵東金市で弁護士をしています。東金市は人口が約6万人なのですが、弁護士事務所は私がいる事務所一つで、私がいなければ東金市には弁護士がいない状況です。時間帯によりますが、電車が1時間に1本程度です。そういう中で、不遜な言い方かもしれませんが、市民の方々は果たして私がいなければ誰に相談に行くのか、どこに相談に行くのかという問題が発生すると思います。これが一つ、司法アクセスがきちんと整備されていない地域の例だと思っています。

当然、法律の専門がいなければ、法律を適正・適切に知ることができず、法による解決が困難な状況になってしまいます。そうすると、法の支配が難しくなり、人による支配になってしまいます。東金市の例では、例えば家を貸していて家賃を2カ月分払ってくれない、だから家まで行ってそいつらを無理やり家から引っ張り出して追い出そうとするということや、相続の問題が発生して、俺は長男だから全部相続する、次男以下は黙っておけ、女は特に黙っておけというような、法律ではなく、社会でパワーバランスの強い人が勝ってしまうような社会が出来上がってしまい、公平性や予見可能性を欠くような支配が出来上がってしまうと考えられます。

そのような中で、私は自身が弁護士ということもあり、弁護士がどのような役割を担っ

ていけるのかをお話しします。まずは法知識の提供が一番大きなところだと思います。基本的に、一般の人が何も暮らしていれば、法律の問題はそんなに詳しくはなりません。例えば、奥さんが不倫をして、旦那さんの方から離婚したいと持ち掛けました。このときに、離婚を持ち掛けたのは自分だから、旦那が慰謝料を払わなければいけないのですか。また、例えば借金をしていて、利息が一月20%でもう返せなくなったのですが、どうすればいいですかといった質問が、私のところにさえ来ます。法律の専門的な知識を適切に提供することは非常に重要なことであると考えております。

次に、相談者に寄り添った話ができることも一つ、大きな弁護士の役割だと思います。裁判所は、基本的には中立的な立場を保たなければなりません。その人の話を聞き、その人に親身に対応することが可能であるということが大きいと思います。

また、裁判所に比べて数が多いのもメリットだと思います。弁護士はあくまで一人一人、個人の人間でやっているものなので、動きやすく、また司法アクセスの改善のために、さまざまなことが可能であると考えます。司法アクセス向上のために弁護士が大きな役割を担っていることは間違いないと思います。

ちなみに、裁判所に比べて数が多く、動きやすいという話をしましたが、私自身、司法アクセス改善のため、例えば高齢者の方々とお話をするために老人ホームを訪問したり、外国人の方々とお話をするためにモスクなどを訪問したりしたこともあります。

日本とカンボジアの司法基本情報

まず、司法アクセスの基本情報です。裁判所の数、弁護士の数、また裁判所で新規案件が何件あったか(平成27年度分)という簡単な情報を日本とカンボジアで比較しています。少し情報が古いものや、人づてに聞いたもの、カンボジアの弁護士会長から直接言葉で聞いて裏付けが取れていないものもありますが、大きな変更はないと思います。

例えば、カンボジアは始審裁判所(初審裁判所)は23カ所です。日本の場合は地方裁判所が支部で203カ所、簡易裁判所が438カ所あります。たとえ人口が10%しかいないことを鑑みても、面積が日本の半分である以上、数は少ないように思います。ご覧いただいているのはカンボジアのプノンペン(金邊)の始審裁判所の前で、裁判官の方々と一緒に撮ったものです。真ん中にいるのが裁判官の方です。部屋自体もとてもきれいな雰囲気が分かるかと思います。裁判所の中で、法廷の期日と期日の合間に撮らせていただきました。

司法アクセスを考えるに当たって、弁護士の生活に目を向けてみたいと思います。日本では、これはあくまでも私見ですが、初年度で300万~600万円ぐらいの収入の弁護士が多いと思います。収入と一言で言っても、経費を差し引くのかどうかなど、いろいろ複雑な問題がありますが、弁護士になりたてのころに周りの人に聞いた話だと、大体これぐらいが手元に入っている印象です。人によっては赤字という人もいれば、1000万円を超えているという人もいました。また、弁護士は毎月、弁護士会費とあって、弁護士会にお金を納めなければならないことになっています。地方によって違いますが、これが月額4万~8万円程度です。法律相談料は、30分当たり税抜5000円としている事務所が多いのではないかと思います。最近では初回法律相談は無料としている事務所も多いと思います。

これと比較して、カンボジアの弁護士はどうでしょうか。収入は、低い人で400～500ドル程度、高い人だと5000ドル程度という話でした。ちなみにカンボジアでは大学を卒業した人の初任給は200ドル程度ということなので、一般の人の倍程度取れるという印象だと思います。弁護士会費は一月10ドルで、3カ月に1回ずつ払うという話でした。法律相談料は1時間50～100ドルで、単純換算では日本と同じぐらいですが、大卒初任給の4分の1程度ということを見ると、まだまだ費用の面で敷居が高い印象を受けます。

カンボジアの法意識

次に、カンボジアの法意識のお話です。これは、われわれがカンボジアに行ったときに、当時の当時の弁護士会長からお聞きした話ですが、民事事件がまだまだ少なく、全体の10%程度ということでした。ちなみに比較ですが、私は今現在、手持ちの事件が約30件あり、刑事事件は2件（少年1件、被疑者国選1件）です。ですから、民事が少ないというのは、日本の状況とは違います。一般の人々が法律を使って解決しようという意識が、まだまだ高くはない印象があります。紛争を解決するにも、まだまだ間違いがある状況であるということも、会長自身がおっしゃっていたことです。これとも関係するかもしれませんが、裁判所、裁判官、または検察官の汚職の問題も根強くあると言われております。法律知識の普及も要求される状況だというお話でした。

先ほど汚職の話が出ましたが、写真の左側が千葉県弁護士会外国人の権利委員会の委員長で、右側がプノンペン始審裁判所の所長です。物を渡しているシーンではありますが、これは特に汚職ではなく、判決等には関わりのない写真です。日本とカンボジアの友好関係を示している写真であります。

こちらはカンボジアの弁護士会の前で撮った写真です。弁護士会の建物自体はとてもきれいです。弁護士会会長がおっしゃっていた話では、日本の支援を受けて近年、こちらに場所を移動してきたということでした。

これは弁護士会の中の写真です。一応ここは図書室と言われていたのですが、皆さんが思う図書室と比べると、はるかに狭い感じではないかと思います。まだまだ書籍も充実していないのが現状です。

法知識の普及

まず弁護士にきちんとした、または適正・適切な法知識を普及しようと思ったときに、どうすればいいか。各種のマニュアルや弁護士会による研修、また日本ではeラーニングもご紹介します。具体的にどういうものなのかお見せして説明したいと思います。著作権等の権利関係で、写していいのかどうか分からないので、書画カメラで写すのみでお許しください。昔のものなのですが、「研修ステップアップガイド」というeラーニングのものです。これはインターネット上で見られます。研修サイトのご案内ということで、こういうものが新人弁護士に送られてきます。このようなものを使って民法や刑事事件についての講義をeラーニングで受けたり、火事や高齢者、労働、消費者など、さまざまな分野の事件をインターネットを通じて見ることもできます。またマニュアルとしては、日弁連が作った付

添人活動、少年事件のものがあり、最初にいろいろな情報が載っていて、次にQ&Aとして、このようなときはどうしたらいいかということが載ったものが配られております。最後にもう1個、これは司法研修所で配られたものですが、刑事弁護実務の書式です。例えば勾留取消請求書の書式がありますが、こういうものを使うことによって、少なくとも最低限のレベルは確保されているのが日本の弁護士であると思われまます。

これをカンボジアでも同じようなことをして、果たして人々の能力を上げることができるかということです。まずマニュアルの作成については、現在取り掛かっていると思います。弁護士会による研修は、今現在、まだこれをできる人材を養成している段階であろうと思います。eラーニングについては、ゆくゆくはできるのかもしれませんが、マニュアルを作り、eラーニングを配信できるような人材をつくり、その後の話になってくると考えています。

次に、市民に対する法知識の普及の点で考えてみます。日本では市民法律講座や、裁判の傍聴ツアーなども最近行われています。また、新聞記事等に法律記事を掲載することもあります。ただ、これをする人材がまだまだ育成できておらず、今現在はこの人材を育成している段階だと思えます。

民事法律扶助

また、民事法律扶助という制度が日本にはあります。いわゆる法テラスというものがありますが、経済的に困窮している人のために無料法律相談を行ったり、必要な場合には弁護士や司法書士の費用を立て替えて行う制度です。立て替えた金銭については、依頼者が分割して返します。大体、毎月5000～1万円ずつ返すような制度になっています。

これをカンボジアでできるか考えてみると、結構お金が掛かってしまうのが現状です。日本の場合もやはり145億円程度の予算が掛かっているので、果たしてこれがカンボジアでできるのかという問題があります。具体的に、確かにカンボジアでこのような法律扶助の制度をやるのは、貧困層と言ってしまってもいいのかわかりませんが、お金がなくて相談できない人が弁護士に相談する、または司法書士に相談するためにはいいのかわかりません。しかし予算の問題や、果たして組織を運用できる人材がいるのかという問題があります。

いろいろと述べてきましたが、司法アクセスの問題を考えるとときには、法律家の視点ももちろんですが、法律家でない人の視点も大事だと私は思います。一般の方々がどうすれば弁護士または法の専門家と話しやすいか、また、弁護士や法律専門家の方々も、どうすれば一般の人から相談を受けられるのか。これは法律の専門家、あるいは一般市民のどちらか一方だけが考えればいい問題ではなく、両方の人々がそれぞれに考えていく問題です。そのような意味では、ここにいる皆さん一人一人が、どうすればより住みやすい、法律を使いやすい、また問題を解決しやすい社会になっていくかということを考えるのに、とても良いテーマだと思います。皆さん一人一人も、余裕があるときにでも考えていただけたらと思います。

質疑応答

(司会) ありがとうございます。これより質疑応答の時間とさせていただきます。ご質問がある方は、挙手をお願いいたします。

(Q1) 弁護士の松下と申します。2点あります。1点目は、映していいかどうか分からない法廷の写真があったと思いますが、法廷の壁の上の方に人の写真が載っていたと思います。あれは一体誰の写真なのかという素朴な疑問です。

もう1点は、カンボジアにおける相談料はかなり高いと感じたのですが、一体どのような方が相談に来られているのかということと、研修を受けないと相談を回してもらえないというお話もあったと思いますが、そもそもどのような形で弁護士に相談が回ってくるのかを伺いたいと思います。

(加々美) 1点目の写真の点は、申し訳ありませんが、私の方で今、断言できる材料はありません。

2点目の法律相談の方ですが、研修があると言ってしまったのは誤りです。日本の場合には研修を受けないと弁護士会から相談を回してもらえない県があるというふうに訂正させていただきます。申し訳ございません。法律相談にどのような人が来るかという点ですが、お話を伺った限りでは、やはり企業の人が多いということではありました。どのように回されるのかという点については、特に弁護士会から配点という話は出ませんでした。恐らく個人的なつながり等で、企業等から回るのが多いのではないかと推察されますが、統計資料等を持っていないので断言はできません。

(Q2) 経済学部でAsia-Japan Ethnic Relationsという授業を担当している林と申します。恐らく法律の専門・専攻でない唯一の者だと思うのですが、一昨年、プノンペン王立大学やJICAに行き、特に日系企業の立場からお伺いしたいと思います。先ほどイオンというお話がありましたが、カンボジアは非常に外資に対して緩やかなのはご存じだと思います。100%外資に行ってもらえるということで、あのように非常に経済が活況になっている背後には日本企業などからの投資があります。やはり彼らの一番の関心事は、まさに司法アクセスという話がありましたが、何かあったときに駆け込む先があって、その上で、法律で言えば手続きの透明性というか、デュー・プロセス、あるいは執行のところまできちんとやってくれるというところですか。お一人目のお話とも関連しますが、それがあれば、特別に投資した企業が保護・優遇されなくても、透明性があればいいということなのですが、司法アクセスの後のそういう手続きの透明性、汚職という話もあり、私も若干そういうことを感じているのですが、そこをどうお考えでしょうか。

(加々美) まず司法アクセスと透明性ということは、後というよりは同時に進むものだと考えます。果たして透明性をどう確保していくかですが、今現在日本が取り組んでいる

判決の公開が一つ大きな手かだと思います。今までにどういう判決が下っているのかが誰の目にも明らかな形で公開されれば、それと異なる判決はおかしいということになると思います。

また、司法アクセスの向上にも関連しますが、一つ一つの手続きについて、適正な者がきちんと監視することも必要だと思います。例えば日本の刑事手続きだと、弁護人が付いて、きちんとした刑事手続きが適正に行われているか監視が行われております。また、もちろん不正があった場合、それを正すための制度も必要だと思います。例えば、ある意味見せしめめ的なになってしまうかもしれませんが、裁判官等に対して厳しい懲戒制度を設けるなど、そういったところから、人の支配は抜けていると思わせるような公平・公正な手続きの公開が必要であり、そういったものが整備されていることが必要だと思います。やはり誰の目にも明らかになるように物事を公開していくことが、一つ大きな手だと思います。

(Q3) 私は司法アクセスに仕事でも関わったことがあり、大変関心があるのですが、今日のカンボジアでのいろいろなお話は、千葉県弁護士会の取り組みからのご紹介がいろいろあったと思うのです。私は知らなかったのですが、地方の弁護士会がカンボジアの視察を積極的になさってこれだけの報告をされるということは、例えば千葉県弁護士会がカンボジアの司法アクセスについて何か支援などをされるような可能性があるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

(加々美) まず、地方の弁護士会がこのようなところに行っているということは、意外とあることだと思っております。群馬県弁護士会等も行っているというお話を聞きましたし、各地方の単位の弁護士会が海外に行っていることは結構あると思います。ただ、各地方の弁護士会がカンボジアという国に対して何かをするかと言われると、現状、そこまで話は進んでいない段階だと思います。各地方の弁護士会でこのように人材を育てつつ、それを日弁連等で吸収し、日弁連等からサポートを行っているのが現状であろうかと思えます。ゆくゆく、各地方の弁護士会がそれぞれの特性を備えて、国などに特設のチームができるようになれば素敵だなとは思っています。

(司会) これにて質疑応答を終了させていただきます。加々美弁護士、ありがとうございました。

それでは次の発表に移ります。名古屋大学大学院法学研究科の皆さま、よろしくお願いいたします。

「ベトナムにおける法解釈権一判例の適用・発展への影響」

ニエップ・ティ・ラン (名古屋大学大学院法学研究科)

マイ・ティ・フオン (名古屋大学大学院法学研究科)

(ラン) 私たちは名古屋大学法学研究科修士課程1年生のランとフオンと申します。私たちは、名

古屋大学とハノイ法科大学が協定を結んで設立した日本語教育研究センターで勉強し、法整備支援の授業も受け、JICAの方々の後援により大学生から法整備支援について勉強できました。とても興味深く、将来の仕事でもぜひ法支援整備に関わりたいと思っています。本日は、「ベトナムの法解釈権一判例の適用・発展への影響」というテーマで発表させていただきます。

法解釈権の帰属

(フォン) ベトナムでは2016年から判例制度が導入され、今までの裁判所の判決から選定され、10件が判例として交付されました。判例そのものは、実定法が定めていない規範の提示、実定法上の不明確な点を明確にする機能を果たすものとなることが期待されています。しかし現在ベトナムにおいては、公式的な法解釈権を国会常務委員会に与え、裁判所による法解釈を否定していますから、判例による法解釈、法創造という判例の機能は果たすことができないのではないかと考えています。

まず法解釈権の帰属についてです。国会常務委員会の諸任務および権限について規定する2013年憲法第74条2項および用語解釈について規定する法規範文書発行人法（第3条3項）によると、国会常務委員会は、国会から任せられた諸問題に関する国会常務委員会令を發布し、憲法、法律、国会常務委員会令を解釈する権限があります。それによると、公式に法律を解釈することができる機関は国会常務委員会に限られます。

次に、法解釈を要求する権限のある機関について説明します。法解釈を要求する権限を持っている機関は、①国家主席、②政府、③最高人民裁判所、④最高人民検察院、⑤民族評議会、⑥ベトナム祖国戦線中央委員会およびベトナム祖国戦線の各構成組織、⑦国会議員の代表組織という7機関です。

法解釈権を国会常務委員会に与える理由は、国会権力の運用のためです。2015年憲法第8条1項は、国会は、憲法および法令に従って組織され、活動し、憲法および法令により社会を管理し、民主集中の原則を執行すると定め、民主集中の原則に従い、国家権力の分裂が否定され、国家権力は国会に集中すると定めています。

判例制度

2016年以前、ベトナムでは判決書が公開されず、裁判所の判決決定の先例性が明確ではなかったので、特に訴訟を提起した場合にはどのような判決を得られるのか予見することが極めて困難でした。そこから判例制度を導入し、最高人民裁判所の裁判官評議会は、判例の選択・交付および適用に関する決議を交付しました。

判例は以下の条件を満たす判決から選定されています。①異なる見解がある法令の規定を明確にするための立論、各争点、または法的事項の分析、または解釈および具体的な実験において適用すべき原則、処理の方針、または法令の規範を含むこと、②標準性を有すること、③審理における法令の統一的適用を案内する価値を有することです。

判例の拘束力と問題点

議決第3号第8条により、裁判官は事件を解決するときに、判例を検討し、適用しなければなりま

せん。そこから判例は先例拘束力を有すると考えられています。

(ラン) 先ほど述べたように、ベトナムにおいては、公式の法解释权は国会常務委員会に与えられており、裁判所による法解释权は否定されています。これは判例の制度がどう影響するのかという点、私たちの考えでは、現在ベトナムの規定によると、主に判例の機能は二つあります。まずは判例によって法律の解釈をすることと、実定法に規定がない場合は判例を適用して事案を解決する、つまり判例によって法を作るということです。しかし裁判所による法解释权が否定されるので、そういう判例を出すことは不可能ではないかと考えています。

具体的に、判例が二つの機能を持っているということをごんな根拠に基づいて言っているのかという点、判例は判決から選ばれて、異なる見解がある法令の規定を明確にする立論、各争点は、法律上の分析や解釈および具体的事件において適用すべき原則、処理の方針または法令規範を示すもの、つまり判例は、法律に対する裁判官による解釈を示すものだと考えています。そして判例は、法律による解釈を示すだけでなく、判例によって法を創造することも考えられます。これはベトナムの民事訴訟法とベトナムの民法に基づいており、2015年民事訴訟法4条により、裁判官による事件解決の拒否は禁止されるようになりました。裁判官は適用すべき条文がないことを理由として民事事件の解決を拒否してはならないと規定して、これは訴訟法だけではなく、民事事件の解決は民法と訴訟法の原則に基づいてこれを行うということを規定しています。ですので、実定法に規定がないことを理由にして事案を解決しないということを、裁判官は言うことができなくなります。

実定法に規定がないと、何に基づいて解決するかという点、ベトナムの2015年民法6条に基づいて、民事事件において、当事者の合意がなく、法令の規定および適用できる慣習がなく、類推適用もできない場合、民法の基本原則、判例、公平則を適用すると定めています。つまり判例適用の場面は、法令の規定がなく、類推適用もできない場面だと考えています。そうすると裁判官は、法律の規定がないのですが事件を解決しなければならないので、自分の新たな規範を示し、それが判例として選ばれるということを考えます。従って、その判例によって法を創造するという機能があると考えます。

しかし、先ほど述べたように、ベトナムでは裁判官による法解释权が否定されるので、自分の見解を加える判決を出すことは避ける傾向があるのではないかと思います。ですので、判例による法解釈や判例による法の創造という、日本だと解釈判例や規範判例と言われるものを作ることはベトナムではできないのではないかと考えます。

そうすると、ベトナムにおける判例制度は、結局は、事例の判例にとどまって発展できないのではないかと。そういう問題を解決するためにどうすべきか、私たちは考えてみました。

私見

その解決案として、憲法の規定の改正によって、国会常務委員会だけではなく裁判所にも法解释权を与えるべきだと考えます。

しかし国会常務委員会と裁判所の両方の機関が解释权を持っている場合は、各機関はどの程度解釈できるのかということが問題になっています。ベトナムでは民主集中、つまり権限は国会に集中して三権分立は認められないので、今一番考えているのは、最後の法解释权は国会常務委員会に与

えて、事案における解釈権は裁判所に与える。つまり事例判例や解釈判例を作ることは裁判所が自分でできるけれども、やはり法の創造という、規範判例を作るときは、最終的には国会常務委員会の可決によって判例として選ばれるというのが良いのではないかと考えています。ここではいろいろな議論があると思うので、皆さまのご意見をぜひお聞かせください。

まとめ

最後に、今後のベトナムの判例制度が発展するためには、法解釈に関する問題をよく考えて、裁判所による法解釈権をもっと広く認めるべきだと私たちは考えます。

質疑応答

(司会) ありがとうございます。これより質疑応答の時間とさせていただきます。ご質問がある方は、挙手をお願いいたします。

(Q1) 名古屋大学の小畑です。実は11月15日に、彼女たちが修了した名古屋法科大学院の日本法教育研究センターの10周年の行事を行っていたのですが、その中で裁判所の見学をして、最高人民裁判所も訪問させていただきました。そこで、これも名古屋大学の修了生の国際担当書記官の方が出てきて説明されたのですが、今出てきたような判例を選んで公表し始めたという話を中心になっていました。一緒に行っていた弁護士さんなどからは、裁判所で解釈権がないなんてというコメントもありましたが、これはオフレコでお願いしたいのですが、彼自身は、口が裂けても解釈とは言えないけれども、本当のことを言うと解釈なのだ。つまり統一的適用を案内するという言い方をしながら、やはり解釈なのだということを、身内ということもあって言ってくれさったと私は思っています。

そこでご質問ですが、報告者の方々は憲法を改正して裁判所に解釈権を認めるべきだとおっしゃいましたが、もう一つの道筋として、そういう判例、つまり統一的適用を案内するという名目で良い判例を選んで、それをどんどん出して行って、実際的に裁判所による法解釈、要するに一般法原則を具体化していくという作業を裁判所にも果たさせていくという道筋もあると思います。つまり、建前は変えないで、実際にそういう判例の公表を積み重ねていくことによって前進するという道筋もあると思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

(ラン) そういう考えもあると思いますが、公式な解釈権を与えないと、いつでもこの判決は違憲だから判例として選ばれないということも言えるので、やはりそこも配慮して、裁判所にも公式な法解釈権を与えて、裁判所が積極的に法の解釈を実現した方がいいのではないかとというのが私たちの考えです。

(Q2) 法務省法務総合研究所国際協力部部長の森永です。これは実はかなり古い問題で、私もベトナムに3年間いたときにこの問題を自ら取り扱ったことがございます。当初からの疑問は、皆さん、ベトナムの法解釈権は国会常務委員会にしかないとおっしゃることです。ところが憲法74条に

は、国会常務委員会はその任務と権限を有すると書いてあるだけで、そこしか持っていないとも書いていなければ、他の機関に持たせてはならないとも書いていません。にもかかわらず、そこまで限定的な解釈をして、国会常務委員会だけが持つものだと頑なに信じている理由が一体何なのかということが知りたいのです。

もう一つは、実はベトナム法は全体として見てみると、そういう考え方は持っていないのではないかと思わせる制度をたくさん持っています。今回新しくできた2016年の判例の制度はまさにそのラインに乗って、必ずしも国会常務委員会だけが解釈権を持っているわけではないのではないかという発想から出てきたのではないかと私は想像しています。ただ、国会に対しての建前論があるので、解釈権は国会の専権だと言っているのだらうとは思いますが。

そこでもう一つの例として挙げられるのは、監督審の存在だらうと思えます。特に最高人民裁判所の監督審としては、法律の解釈をしない監督審は考えられないのです。少なくとも最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審は、淵源をたどると法律のための制度のはずなので、司法ではなくて立法作用の一部だと解釈されて理解されております。それと同じ作用を恐らく常務委員会も持っているということなのですが、常務委員会が解釈権を持っていると言いながら、厳然として最高人民裁判所の監督審権限を認めているというのは、実は元々裁判所に解釈権を認めているのではないかも考えられるわけです。

そこで、私がいたころの国際会議でのベトナムの議論、特にベトナム側の最高人民裁判所がオープンに、内輪話ではなく、共産党の皆さんの前でもきちんと言っていたのは、常務委員会解釈と最高人民裁判所の解釈は性質が違うものであるということです。どこが違うかということ、常務委員会の解釈は、解釈自体が法律の効果を持つ、つまり一般的な拘束力を持つものであるのに対して、最高人民裁判所の解釈の適用はその事件に限るものであるということです。だから両方は衝突しないのだという見解を一時的に最高人民裁判所は取っていたのですが、その議論はどうなったかご存じでしょうか。その2点を聞きたいです。

(ラン) 事例に限る解釈と、抽象的に解釈するというのは、確かに本の中で目したことがありますが、事例に限る解釈だと、次の事件に適用するという拘束力を持っていないと考えられます。先ほどの民事訴訟法と民法で規定する、実定法の規定がない場合に判例を適用して事件を解決することは、やはり裁判官が新たな規定を作ることになるので、そこまでは認めないのではないかと私たちは考えるので、このように問題にしました。ご指摘ありがとうございます。

(Q3) 弁護士の杉田です。やはり私も、憲法74条だけを根拠にして国会常務委員会だけに法解釈権限があるとするのは、少し難しいのだらうと思うのです。私も同じテーマで今年の日本の比較法学会で報告したときに、同じように、それ以外に根拠はないのですかと指摘されたのですが、ないのではないかと思います。裁判所だけに法解釈権限が否定されている理由を調べた方がいいと思っているのですが、きっとこれはソビエト法から来たと言われていると思います。しかし、実はよく調べていくと、もしかしたらフランス法なのではないでしょうか。ソビエト経由かフランス直輸入か分かりませんが、そういう可能性はあって、本当に社会主義法が根幹なのかどうかをもう少し見た方がいいのではないかと個人的に思っています。

私がお伺いしたいのは、今の憲法の下で、最終的には国会常務委員会に法解釈権限は残っているのですが、途中の過程で裁判所にその権限を一部委任するなり、裁判所が法解釈をするというのは違憲になるのですか。最終的な権限を国会常務委員会を持っていれば、憲法74条には違反しないという考え方は成り立たないものなのではないでしょうか。例えば最後の案も相当近いのではないかと思います。最終的に、裁判所が解釈した部分を国会常務委員会が一応見て、駄目だった場合は国会常務委員会を取り消すなりというような制度を法律制度を作っておく。国会常務委員会に最後に法解釈権限が残っているということさえ担保すれば、今の憲法のままでも憲法74条の問題は回避できるのではないかと疑問なのですが、どうですか。

(ラン) すみません。この点に関しては少し考えさせていただいて、後でメールなどで答えさせていただきます。

(Q4) JICAの枝川と申します。今、杉田さんがおっしゃった点は僕も同感で、最終的に国会の常務委員会が裁判所がした法解釈を正すことができれば、それはそれで憲法に違反しないのではないかと思います。それから、森永さんがおっしゃったとおり、一般的な考慮する問題と、その事案に適用されるだけだという考え方を取れば、それはまた回避されるのではないかとこの気もするので、そういった点もまたご検討いただきたいと思います。

それから、今回発表するに当たって、既に発表された判例が10件ぐらひはあると思うのですが、それを読まれたのであれば、どういう感想を持たれたか。つまり法解釈をしていると思われるものがあつたかどうかという点について伺いたいです。

また、憲法以外に法規範文書発行法に確か解釈のことが書いてあつて、国会常務委員会以外が行うことは否定されていたと思います。

判例を読まれてどう思ったかという点をお答えいただければと思います。

(ラン) 判例は10件発行されて、8件ぐらひ読んでいます。その感想としては、事例的な判例に近いものが多いのではないかと思いました。例えば、ベトナムでは夫婦が財産を売るときは必ず夫婦両方が書面によって証明しなければいけないという規定があるのですが、実際には1人がサインして、もう1人の方はサインせずに黙っていて、後でお金を受け取って使ったりするのです。そういう場合は暗黙の同意として、裁判所が、この契約は有効だと認めるという判例などがあります。

(Q4) 分かりました。ありがとうございます。

(フォン) 補足したいのですが、私たちの考え方としてここで述べているのは、法の創造と法の解釈の二つです。その10件の判例の中では、まだ法の解釈だけで、法の創造はないので、そこから検討しています。特に判例について調べると、主な機能として、日本でも法の創造と法の解釈があります。しかし今ベトナムではまだ法の解釈しかありませんので、法の創造の問題について検討しています。

(司会) 他にご質問がある方はいらっしゃいますか。

それではこれにて質疑応答を終了させていただきます。ありがとうございます。

「アジア諸国における土地収用制度とその課題～日本、中国、香港、カンボジア～」

慶應義塾大学松尾研究会

東谷 彩香 (慶應義塾大学)

徳永 壮亮 (慶應義塾大学)

本行 萌 (慶應義塾大学)

端山 敬久 (慶應義塾大学)

はじめに、事例説明

(A) 私たちは法整備支援に携わっておられる慶應義塾大学の松尾教授の研究会に所属しております。私たちはゼミの活動として、シンポジウムやサマースクールなど、法整備支援の連携企画に参加してきました。活動を通じて感じたことは、支援の前提となっている法制度自体がまだ私たちには難しく、きちんと理解できていないため、法整備がどこか遠くで起こっている他人事のように感じられてしまうということです。そこで、法整備支援が少しでも身近に感じられるようにするために、法制度は自分の生活とどう関わっているのか、また、国ごとに法制度はどのように異なっているのかという点をクローズアップして、法制度、特に土地収用制度の比較をしてみたいと思います。

なぜ土地収用制度か？

初めに、なぜ土地収用制度の比較をしようと考えたのかをお話しします。土地は人々の生活の基盤であるとともに、国家の開発の基礎でもあるという意味において、非常に重要なものであると考えます。この両者は相反することがあり、それを調整するのが法や制度の役割だと思えます。このことは、本シンポジウムのテーマである「開発と法」に直接結び付いてくるものだと思います、発表のテーマに選びました。

また、国家が開発か権利かという二者択一を迫られたときにどのように変更するかということについては、その国の開発段階や国家体制、歴史的背景などによって異なります。従って、法や制度の課題も国によって異なるため、これを認識することが法整備支援のベースになると考えます。このような国による法制度の違いを知るための手段として、比較法的アプローチも重要であると考えます。

比較法学的アプローチとして、私たちは今回、土地収用手続きの概要と補償内容の2点が国によってどのように異なっているのかについて比較しました。ただし、これは日本の方が優れていて他は劣っているという見方ではなく、あくまでも並列に見たときにどのような特徴が浮かび上がるかを観察するという意味です。このような見方をして初めて、各国の法制度の実情がより身近に感じられるようになるのではないかと考えます。

今回、私たちが発表で取り上げるのは、日本、中国、香港、カンボジアの4カ国です。まず日本は他国の制度と比較する際の基準として、中国は日本と国家体制の異なる国の例と

して、香港は中国の一部でありながら「一国二制度」により異なる制度を取る特殊な例として、また最後のカンボジアは、開発・法整備の度合いがやや後進的であるとされている国の例として取り上げたいと考えました。

日本、中国、香港、カンボジアの土地収用制度を比較するに当たって、次のような問いを設定し、それぞれの国の制度でどのように処理されるのかについて見ていきたいと思えます。

「道路工事の計画で、事業者はAさんの所有地を含む一定の土地を収用したいと言っています。Aさんはこの計画に反対していますが、事業者は強制的にAさんの土地を収用することができるのでしょうか。また、収用された場合、Aさんはどのような補償を受けることができるのでしょうか」。

日本の土地収用制度

初めに、日本の土地収用制度について見ていきたいと思えます。

土地収用の前段階として任意買収があり、ほとんどの場合、任意買収の段階で決着するのが実態です。任意買収の場合、提示される補償金額の算定基準は、土地収用の場合と統一されています。日本の土地収用制度における補償は非常に手厚いものですので、その手厚い補償が任意買収の段階で行われることによって、住民が土地の明け渡しに同意しやすい環境が整えられています。つまり、土地収用手続きに進むのは、任意買収の交渉で示された補償でもAさんが納得しなかったような、非常に例外的な場合に限られます。

実際に先ほどの事例に当てはめて考えていきたいと思えます。まず土地収用は可能かという点ですが、これについては憲法29条3項が規定しています。これによると、事業の公益性と正当な補償の二つの要件が満たされることによって、強制的な土地収用が可能とされています。公益性が認められている事業とは、あらかじめ土地収用法第3条に限定列記されており、実際の事業がこれに該当するかどうかを国土交通大臣ないしは都道府県知事が判断します。本件で問題となっている事業の道路工事は、同法31条に規定されているので、大臣ないしは知事の認定を得れば、二つ目の要件をクリアします。その後で、具体的な補償について土地収用委員会が審議し、採決すれば、正当な補償要件をクリアすることになって、強制的な収用が可能になります。

次に、Aさんはどのような補償を受けることができるのかを見ていきます。

まずAさんは、自分の土地に対する所有権を失ってしまっていますので、これに対して土地の市場価格分の補償が受けられます。土地の市場価格は変動するものですが、事業認定時点で価格が固定されると規定されています。また、日本は土地と建物を別の不動産として扱っていますので、公共事業には土地の収用しか必要ないとき、必要最低限の土地のみを収用し、その土地の上にある建物は移転させることが原則となっています。従ってAさんには土地の価格とは別に、建物を別の場所に再建する費用も補償されることとなります。さらに、Aさんが引っ越すために必要な費用や、引っ越しに伴って生じる損失などをカバーした補償も行われます。このように補償の算定を土地と建物で一括にせず、別々にすることによって、細やかに補償することを可能にすると考えられます。

一方で、補償額が増大するので、行き過ぎると公共事業のメリットと相殺してしまうことにもなりかねません。一概には言えませんが、日本は補償が手厚いために、土地収用は儲かると言われることもあります。また、俗に言う「ごね得」批判というものもあります。補償を充実させたことで、かえって人々の不公平感が増すという現象が起きている点は、とても興味深いと思います。

また、土地収用によってAさんが生活の基盤を失ってしまった場合に、Aさんは事業者から代替地、代替建物の斡旋や職業の紹介、また低金利の住宅ローンの斡旋等を受けることもできます。これは生活再建措置と呼ばれ、損失の填補とは異なるので、土地収用法に積極的に規定されてはいませんが、国家が事業者である場合には、生活再建措置が法定されているものもあります。

その他、公共事業全体に伴う被害の補償として、事業損失補償が受けられる可能性があります。これは、Aさんが土地の一部のみを収用された場合や、工事現場近くに引っ越したような場合に問題になります。道路の建設工事に伴って、工事機械の振動や地盤沈下などによってAさんの家にひびが入るなどの損害が発生することがあります。また、出来上がった道路が高架だった場合、日光やテレビ電波がさえぎられてしまうということもあります。このような場合に、Aさんが自ら工事の施工者に対して補償を要求することができます。これらは収用による損失の填補という補償制度本来の趣旨からは離れたものですが、損害賠償請求が困難な場面での有効な救済手段として重要な役割を担っています。

最後に、日本の土地収用制度の特徴をまとめてみます。まず、あくまで任意買収が原則である、例外としての土地収用という位置付けが重要だと思います。また、これを可能にしているのが、提示される補償の手厚さです。この手厚い補償の背後には、土地と建物を別の不動産と考えるために、建物の移転費用を別建てで補償しなければならないという日本の特徴的な法制度があります。また、日本の補償制度は非常に充実しているがゆえに、補償額が非常に高額となり、公共事業のための予算を圧迫するという問題や、補償範囲が拡大傾向でどこに限界があるのかといったことが問題となっています。

中国の土地収用制度

(B) 次に、中国の場合を検討します。

まず、中国の土地制度の概要から説明します。中国では、土地に関する最も基本的な規定は憲法10条に定められています。社会主義国の特徴として、個人による土地の所有は認められておらず、土地の使用権が個人に認められています。土地の所有者は、都市の土地については国、農村の土地については住民の集団とされています。都市と農村で二つの制度があるので、土地収用についても違う法令によって規定されています。都市の国有地については、2004年の土地管理法と2011年の国有土地上家屋収用補償条例、そして農村の集団使用地については、土地管理法に規定がなされています。

今回、同等の事例として、道路の建設のための土地収用という例を挙げましたが、中国においては、このような土地収用の決定は基本的に県レベルの人民政府が行います。収用するための判断基準として、土地管理法には「公共の利益のため」であるかどうかという

文言しか明示されておらず、広い裁量が政府に認められていると考えられています。

一方、家屋収用補償条例においては、公共の利益の濫用として、具体的に国防や外交の目的であるか、政府が実施するインフラ整備事業であるかといった例が条文上明示されていますが、こちらでも厳密な制限列举とは考えられておらず、結局、裁量が中国政府にあると思われる。しかし、こちらでは社会の安定を害するリスクがあるか、十分な補償金が事前に確保されているかといったことも収用に当たって考慮しなければならないとされています。

収用の仕組みについては、まず国有地の場合、政府によって収用が決定すると、国有地の使用権を個人から回収することになるのですが、そのときに土地の使用権と個人が所有している家屋をセットで収用するというところがポイントになります。農村の場合は、土地はその地域の住民たち全員による所有となっているので、まず住民の代表である村民委員会が各自が持っている土地の使用権を回収し、それを国がさらに収用して、集団使用地を国有地に変更するということがポイントになります。

次に補償の問題です。補償の金額については、都市の場合は、三つが基準となっています。一つが、収用される家屋の価値ですが、これには土地の価値も含まれます。国有地については土地使用権と家屋がセットで収用されるので、家屋を通して土地使用権の価値も評価されています。他に、立ち退きにかかる費用、生産停止・営業停止による損失が含まれます。

農村の土地の場合、補償金額はその土地の年間の農業生産額が基準となっています。土地の価値の補償として、年間の農業生産額の6～10倍、そして生活の補償として年間農業生産額の4～6倍の額が支払われます。しかし、この二つの補償を合計すると、その土地について十数年分の農業生産額しか支払われないということになります。生活の基盤である農地が収用されたにもかかわらず、この額は少なすぎるのではないかという指摘もあります。

最後に、中国についてまとめます。中国の制度の特徴として、まず社会主義国であるので、所有権ではなく土地使用権の回収が制度の中心となっています。そして、二つの土地制度を採用していることから、収用の制度も二つになっており、これがやや制度の煩雑さを招いていると考えられます。収用の決定については、依然、政府に広い裁量があると思われる。補償に関しては、国有地については家屋と土地使用権をセットにすることによって価値の評価や収用の効率が良くなっているのですが、一方で集団使用地についてはまだ見直しが必要な部分が多いかもしれません。この両者の差をどのようにして是正していくかということも今後の課題になるのではないかと思います。

香港の土地収用制度

(D) 続いて、香港の土地収用制度について検討します。香港はイギリス統治下ではイギリス国王が土地を所有し、香港政府が管理を行っていました。1997年の返還の後、中国政府が土地所有者となりましたが、管理は一貫して香港政府が担っています。ご覧いただいているのはビクトリアピークから撮った香港の夜景の写真です。狭い土地に建物が密集しているのが分かるかと思います。世界でも有数の経済都市となった香港ですが、人口が多

く、開発可能な土地が限られているため、効率的な土地の使用が重要となっています。そのため、政府の厳しい開発計画によって開発が進められます。

ここでまず、事例の道路建設のための土地収用は可能か検討します。

香港では、原則事業者による土地の収用はできません。厳しいゾーニング計画により、土地の利用用途が定められており、その大幅な変更は計画委員会による開発計画によらないとできないためです。道路建設は政府の開発計画によって進められます。開発計画実現のために、輸送住宅局局长の提案によって、いかなる土地も収用は可能となります。この開発計画は強い強制力を持ったものですが、反対住民の声などはどのように取り入れられているのでしょうか。

土地の開発計画策定においては、住民の合意の形成を重視した制度となっています。都市計画委員会が作成する計画案は、計画によって影響を受ける者に対して公示されます。期間内であれば、いかなる人も異議申し立てができ、都市計画委員会は会議を開き、全ての異議申し立てを審議しなければなりません。審議を経て提出された修正案が公示されると、この修正案に対しても同様に、期間内であればいかなる人も異議申し立てができ、開発計画原案や異議申し立てについて再考するよう要求することができます。最終的に、都市計画委員会は行政会議長官に対して計画案を提出し、行政会議にて開発計画が許可されます。

2004年の法改正では、土地所有者や利害関係人に、許可された開発計画案に再審査を請求する権利を認め、その計画が不服だった場合、上訴することも認めました。計画策定段階において住民を納得させ、意見を取り入れようとしていることが分かります。

次に、実際に土地が収用される手続きを見ていきます。まず局長によって土地収用が決定されると、官報にて公告を掲載し、収用する土地やその付近に通知書を張り出します。またはAさんに対して通知書を送らなくてはなりません。次に土地当局は公示期間終了前にAと合意を結び、土地および土地上の権利を買収することができます。任意買収で双方が売買条件に合意すれば、収用手続きは中止され、合意に至らない場合には、工事期間満了時に所有権が政府に返還されます。

最後に、Aさんはどのような補償を受けることができるのでしょうか。

政府が土地を収用してから1年以内に土地当局がAに対して補償を申し出るか、またはAが書面を通して補償を請求することで補償を受けることができます。これらが守られなかった場合や、補償額について合意に至らなかった場合は、土地審判所によって補償金を裁定できます。

Aに対して支払われる補償金は2種類あります。一つ目は土地収用に対する補償で、収用される土地と建物、その地役権と占有権について補償されます。価格は市場価格に基づいて評価されます。二つ目は、分断および妨害に対する補償で、商業損失補償と言うこともできます。被収用地で営業を行う者が被る営業場所の移転に起因する営業上の損失に対する補償です。

法定補償以外にも特別手当を支払うことがあります。実際、香港での土地収用の80~90%は、土地当局と権利人の協議によって補償問題を解決しており、土地審判所に係るのは

10%ほどの案件だけとなっております。政府が大規模な土地を収用する場合、法定以上の補償金の支払いによって迅速な土地の取得が進められます。

以上のように検討すると、香港の土地収用制度には三つの特徴があると考えます。一つ目は、政府による厳格な開発計画にのっとりた開発が進められる点、二つ目は、開発計画策定に当たって住民との合意形成が重視されている点、三つ目は、迅速な土地収用、開発を進めるために協議によって紛争を解決する点です。

カンボジアの土地収用制度

(E) 代わりまして、カンボジアの土地収用制度について発表したいと思います。

土地に関しては、東南アジアではベトナムやラオスなど全人民所有の土地となっており、ところが多いのですが、カンボジアでは憲法44条および土地法4条に規定されており、土地の私的所有権が認められています。民法122条によって、日本とはまた別の形態で土地と建物が同一の不動産となっています。

では、今回の事業者は土地が収用できるのかというお話ですが、カンボジアでは2010年に収用法が定められており、それによって収用を行うことができます。この収用法では、私的財産権の適正かつ公正な収用、事前の公正かつ適正な補償、公共の福祉に資すること、公共事業によるインフラ発展が目的であると2条に書かれています。カンボジアの収用法の特徴的なところは、収用の主体となれるのは国のみというところで、事業者が直接収用手続きをするということはありません。

収用法に基づいて、まず事業者は収用委員会に申請を行います。その後収用委員会が収用事業申請書を作成し、王国政府に提出します。王国政府の認可が受けられた後、収用委員会が収用事業宣言を発して、ところ有権者等に対して収用対象となる不動産を収用目的とともに通知し、事前に公正かつ適正な補償を支払った後に収用するという形になっています。

収用法には、「完全な補償を行わなければならない」と定められています。では、補償金がAさんにどのように支払われるか。Aさんには、今回は不動産の所有者ですので、収用事業宣言が行われた日の市場価格、または移転費用が補償されることになっています。もちろん未払いの税金等は控除されます。補償金額は、収用事業宣言が行われた日の市場価格で固定され、後には変動が起きないという特徴があります。その収用される不動産で営業を行っていた場合には、営業の補償が受けられます。不動産賃借人に関しても、収用によってもたらされる損害（建物の撤去や移転費用）に関しては補償を受けられることになっています。また、営業補償も同様に不動産賃借人も受けられることになっています。

カンボジアの主な収用手続きをまとめると、収用主体が国のみであると明記されており、あくまでも事業者は収用の申請を収用委員会に行うだけで、そこからは特に動くことはありません。収用した不動産の補償は、全て収用委員会が主体となり一貫して行うことと収用法では定められています。補償金算定方式は、収用事業宣言による補償額の固定がされて、収用事業宣言の日の後に生じた価値変動は考慮されない形になっています。

各国のまとめ

日本は、統一された詳細な補償基準と手続き保障によって被収用者の権利保護に手厚い制度の運用を実現しています。一方で、補償が手厚いために土地収用によって被収用者がもうかってしまうようなケースも出てきています。今後は制度内での平等性を図るべく、補償の限界確定が必要になってくると思われます。

中国については、土地の所有形態と経済のシステムが独特であり、独自の制度設計を構築しています。複数のシステムを併用していることから、補償内容も地域によって差が生じていることが問題です。

香港は、開発計画策定や補償額についての住民との合意を重視しています。迅速に開発を進めるために、法定補償額より多く支払われることが多く、法律と実情の乖離が今後の課題となるのではないのでしょうか。

カンボジアについては、収用委員会に集中した収用制度となっていて、固定的な補償額となっています。

このように、開発の基礎であり、人々の生活の基盤に関わる土地収用制度は、それぞれの国の国家体制、歴史、社会情勢を色濃く反映したものとなっています。補償項目や制度の差異は、先進国の制度だから良い、経済が発展している国の法律だから見習うべきという優劣関係にあるのではなく、それぞれの国の人々の生活の実情に合った多様性として認められるべきものだと考えます。法整備支援も、他国のシステムをそのまままねるより、その国の国家制度や文化に即した制度づくりと運用が望まれるのではないのでしょうか。

一方で、収用に伴う損害の個人への権利保障や開発計画における環境保護など、各国の制度に任せるだけでは不十分な分野もあります。それぞれの国の実情に即しながらも、世界基準の整備が今後、より一層必要となるのではないのでしょうか。

質疑応答

(司会) これより、質疑応答の時間とさせていただきます。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(Q1) 質問が二つあります。一つはかなり技術的な話ですが、この報告の内容は、どういう形で、どういう方法で、ソースとしてどういうものを利用して調べられたのか、特に言語的な問題をどのように乗り越えられたのかということです。

第2に、最後のところで、共通のものも入れておく必要があるという課題を示されたと思いますけれども、今お気付きの点で、各国に共通に、こういうものを充実させていく必要があるというような課題があれば、そしてそのために必要な制度装置がもし提案できるのであれば、お聞かせいただければと思います。

(B) まず第1の調査方法の言語的なところは、基本的には、概要はまず日本語の文献をできるだけ探して、例えば論文集や、JICAやJETROが公開している資料などを当たりました。

細かい制度的なところは、例えば中国の場合でしたら、中国語は履修していましたから頑張って読んだというところもありますし、英語文献も比較的充実しているところであれば読んだりということもありました。

もう1点、共通の課題ですが、やはり今、発表の中でも少し触れましたけれども、人権の保護、つまり個人の財産権の保護という観点と、開発の促進という観点、それをいかにバランスを取っていくかということが、どの国でも課題になってくると思います。例えば開発の方に重点を置きすぎってしまうと、実際、中国でも幾つか最近起きているのですが、無理やりな土地収用の決定によって暴動が起きるなどの社会不安につながっているという事例もありますし、一方で、人権保護の方にあまりにも集中してしまうと、開発が停滞してしまう、そして特に開発するに当たってあまりにも費用がかかりすぎてしまうということがあります。それはやはり、国全体の経済という面で見たらマイナスな側面もあるかと思っています。ですから、そこでバランスを取っていかなければなりません。

具体的にこうすればいいという方策は、まだなかなか提示するのは難しいかもしれませんが、一例として、例えば世界銀行がガイドラインを出していますので、そういうものを一つの参考にして、各国の経済的事情や歴史的背景なども勘案し、その国に合った制度を構築していくことが重要になってくるのではないかと考えています。

(Q1) そういうこともあると思うのですが、私が重要ではないかと思ったのは、むしろ土地ないし家屋の所有者の権利VS国ないし事業者の権利という形もあるのですが、それ以外の周辺住民の権利や環境一般の保護、あるいは、その土地自体が象徴的な非常に重要な空間であるという場合、その当事者に現れないような人たちの権利・利益をどう守っていくかということも、一つ大きな論点だと思います。共通に考えるとすると、東アジアということになると思いますが、人口が非常に小規模な国々で、そういう権利、共同性に伴うような利益が複雑に絡み合っているような地域では、やはりこういう問題も共通に生じているのではないかと思ったのです。これはコメントです。どうも大変ありがとうございました。

(B) 東アジア独特の人口的な事情や歴史的な事情も確かに検討していかなければならない課題であり、それについても引き続き研究を進めていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

(Q2) 再び、国際協力部の森永です。最初にはかりの絵が出てきましたが、当初からこの問題を、国家の開発の問題と個人の権利保護の問題の対立関係と捉えられたということには何が意味があったのですか。恐らく今後、例えば環境への配慮や個人の人権への配慮なりというものは、国家開発とは対立関係ではなくて協調関係に行かなければならないという方向にSDGなどがシフトしつつあるように思えるのですが、やはり対立関係で考えた方がいいという考え方ですか。

(B) むしろ従来、対立関係として捉えられてきた側面が大きいのかなと思っています。ですから、そういったものを乗り越えて、どのようにしてこの二つを調和していくかという観点へシフトしていくことができるかということも提示できたらと思っていたのですが、出発点として、やはり従来、対立関係に捉えられることが多く、それによってトラブルを生んでしまっているという背景をまず指摘したかったということです。

(司会) 時間の関係上、これにて質疑応答を終了させていただきます。ありがとうございました。

次の発表に移りたいと思います。慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻の皆さん、ご発表の準備をお願いいたします。

「ベトナムにおける土地収用制度」

慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻

チャン・カン・ヴァン (慶應義塾大学)

フック・ダン・リエン・ハイ (慶應義塾大学)

グエン・タイン・トゥ (慶應義塾大学)

(C) I would like to talk about the procedure of land resumption in Vietnam.

[#: indicates slide number]

#2

First, I would like to start by introducing the land use right system in Vietnam so that you can understand how land is managed in Vietnam. When we talk about land ownership in Vietnam, probably many of you have known, that technically we do not have private land ownership. Under our constitution, all land and natural resources belong to the people. The State will represent the people to execute their ownership rights and manage the land. The National Assembly would issue land law from time to time to regulate how people can occupy and use the land. The latest land law was issued in 2013. Used land is classified into agriculture and non-agriculture land. People cannot have land ownership, but they can get land use rights. When we discuss land resumption, for the case of Vietnam, we would need to discuss resumption of land use rights.

#3

There are two ways for people to obtain the land use rights: by way of land allocation, and by way of land lease. How you obtain your land use rights would affect the compensation that you may get upon the resumption of your land use rights. Land allocation is usually for long term and important purposes, for example housing, public services, agriculture, and other similar cases. For land use rights obtained through land allocation, the fee with regards to the land is called “land use fee”. As

you can see from the table, land use fee maybe apply or maybe waived. Generally, land use fee does not apply in cases where people use the land for essential public interest such as for forest, agriculture, public facilities, or national defense. For the case of private use, such as residential land, you have to pay a land use fee. For other cases, you have to lease land from the state, or from a third party who has the right to lease land use rights.

#4

Since you do not own the land and you only have land use right, these rights have terms.

It can be very long, which is quoted in the land law as ‘long and stable’ . It is not definite, so you can continue to use the land as long as you comply with the laws, and as long as the government does not have any project that require them to resume the land from you. In other more common cases, such as land for an investment project, you must lease land use right from the State. The land lease terms would be usually 50 years, but for important projects it can be 70 years. After this term is terminated, you can apply for extension of land use or land lease term, but there is no guarantee that you can continue to lease the land. However, you get priority over other people who also want to use that land.

#5

For buildings on the land, in Vietnam, land use rights and buildings on the land are separated properties. Therefore, they are treated differently under the law when it comes to compensation. You have to register land use rights and fixed property on the land. People can transfer land use rights and fixed property on the land. However, because there is a purpose of using the land as mentioned before such as agriculture land and non-agricultural land, if you live in a residential area, you cannot simply sell your house to an investor to implement their project, because that is residential land. If you sell the house for project, it becomes different type of land. Therefore, you cannot simply negotiate and sell your land use right to an investor, but the investor has to go through the government and administrative procedures to obtain the land use rights for their project.

#6

These are the cases where the Government can resume your land use right. First is for the purpose of national defense or security. Second is for the purpose of socio-economic development that serves the national or public interest. This term is quite vague, and it includes a several types of projects including industrial parks, building residential areas, building public transportation, a large varieties of projects are included in this reason. The third reason is that the land user violates the land law. The fourth one is that the land becomes dangerous and threatening to human life, an example

being toxic chemicals spilled on the land. Also, in Vietnam, people can voluntarily return the land if they no longer want to use that land anymore.

#7

These are the procedures for land resumption by the government. When the investor wants to have a certain area of land for investment, they would first go to the government and propose their project. If the project is approved, the government would go on with the procedure of land resumption. The first step would be that they announce a notice on land resumption. This notice must be made public at least 90 days prior to the expected date of land resumption for agricultural land, and 180 days for non-agricultural land. They have to send it to each and every individual whose land would be resumed, and they would have to post it at the people's committee so that everyone can see. They also need to publicize it through media.

The second step is that, after notifying everybody of the land resumption, they would go and measure and examine the land in the project to evaluate it and make a compensation plan. While they do this, they need support from people whose land is to be resumed, but some people will oppose this. Therefore, they would send the local government to persuade these people. However, after 10 days of consultation, if these people still oppose the project, the local government would apply compulsory measure to allow the investors to do inventory on the land anyways.

The third step is, after measuring the land, they create a compensation plan. While making this plan, they have to collect opinions from people whose land is to be resumed. They have to record opinions of all of them, whether they agree or they do not agree, or they have other proposals, all of these have to be recorded. After this, the people's committee will approve a plan for compensation and issue a decision for resuming the land at the same day.

The fourth step is that they go on with the land claim. Compensation money must be paid within 30 days from the date of the decision for land resumption. Late payments are subject to some interest.

#8

When the Government resume the land use rights, these are the types of compensation and support that people may get. The first type is compensation with regards to the land. You can either get compensation for the land, or if you cannot get compensation for the land, you can get the cost that you spent on enhancing the quality of the land. The second type is compensation for the

damage that is caused by land resumption. The last one is support. We will go into details of these types of compensation.

#9

First, I would like to mention about the conditions to get compensation. The first condition is that you have to be the legal owner of the land. Since it is necessary to register your land use rights, you have to have a land use right certificate, or you have to be eligible to obtain this certificate. I would like to further elaborate this point. In order to obtain land use right certificate, people need to prepare an application dossier, submit it to competent authorities, and pay taxes and fees depending on how they obtain their land use rights. Some people have sufficient paper to apply for land use right certificate, but they have not done so because it takes time to prepare application dossier, and not everybody can prepare documents by themselves. Another reason for many people to delay their registration is that they would have to pay land use fee or land lease fee that is accumulated over time as well as taxes and other fees. People who are eligible to obtain land use right certificate but have not obtained this certificate are still entitled to compensation.

Second one is that the land use right owner must not be the one who cause the land resumption. For example, if they voluntarily return the land, then they cannot get compensation. Or, if they violate the law and cause the land be resumed, then they are not eligible for compensation.

The third one is, if they have not paid for the land, then they cannot get compensation for the land. However, there are two exceptions. The first exception is for people who engage in agriculture and get allocated agriculture land for free within an applicable quota. In that case, they get compensation for the land even when they do not have to pay any land use fee at all. The second case includes people and families who have contributed to the war. They would be exempted from paying land use fee, but they can still get compensation for the land. However, in other cases, if you have not paid for land use fee or land lease fee, then you cannot get compensation for the land.

The fourth case is that you cannot exploit the compensation regulations. For example, if they receive the notice of land resumption and continue to create property on the land for the purpose of getting more compensation money, then this property will not be compensated.

#10

When money is used to compensate for land, they have different types of land prices that is issued by the government. The land price bracket is issued by the government for every five years, and it regulates a range of land price for a certain type of land. The land price list is made by the local people's committee, and it applies for a specific province. It complies with the land price bracket, but it is more detailed. It specifies land price for each road, and land price for the areas around the main road. Land Price List is used to calculate tax, fee, and administrative penalty with regards to land use, compensation by the State during its management of land, redeem money when people return land to the State. For purpose of compensation upon land resumption, specific land price will be

applied. For example, if you are going to have a project, and the people's committee approves that project, then they would decide on specific land price for the purpose of compensation for that project. When calculating these land prices, the law requires that they have to consider the market price. If people do not agree with this specific land price, they can file a document to oppose/challenge this land price. The government then must invite in an independent company to issue opinions on the specific land price for compensation.

#11

The first one is compensation for the land. Land use rights owners may get new land or they get compensation by money. Residential land receives special treatment because having a place to stay is one of a fundamental right, so they give priority for this type of land. If it is residential land, then the land use rights owner will get compensated by land or housing if they do not have any other places to move to within the area of the district that they live, unless they choose to take money. If they take a house or land and this land or house is cheaper than what they could get if they take money, then they can also get the difference between the price of the land or the house they actually receive, and the monetary compensation that they would have if they refused to take the land. Monetary compensation for residential land is made by paying them the full specific land price as explained above. Also, if a land use right owner has long and stable term to use the land, then they also enjoy the full specific land price. All residential lands are recognized as stable term land. For land use right owners who have definite term of land use, for example, leasing for 50 years, then compensation is only made for the remaining term of the land use right. For example, if the lease is for total 50 years, if the land user has used it for 20 years, and paid all the money, then they can get compensation for the remaining 30 years only.

#12

If land use right owner cannot get compensation for the land, but they have invested to enhance the land quality, they can get compensation for these expenses. Here is the formula to calculate it. Basically, it is all expense that you spent and the remaining term of land use rights. However, the total term is calculated at the time of investment and at the end of the land use term. The government also regulates that you cannot get fully compensated for the exact expenses that you spent, but they will apply their government price on compensation. For example, if you use an expensive service to enhance the land quality, the government would apply the price of governmental service for that same service to compensate you, and you cannot get compensation for the full expenses that you spent.

#13

About other types of compensation and support for damage caused by resumption, we have damage to fixed property, damage to crops and livestock, expense to move equipment and machines, and compensation for people whose land is not resumed, but their land use right is restricted or changed due to the land resumption of a nearby area. The major concern of most land owner is the fixed property on the land. Again, if the fixed property is used for residential purpose, the government would try to compensate for the residential value of the property. If the property gets damaged and cannot be used, you get will full compensation for the property equal to the price of building a new one. However, also the price of building a new one is decided by the government. If it is not a residential building, then people can only get compensation for the remaining value of the building. Then we have expenses for moving equipment and machine, they are deemed to be only for factories and workshops. Moving expenses for a normal family would not be accepted. Compensation is also available for people whose land is not resumed but land use right is restricted, for example, there is project and there is a safety belt around that project where they are not allowed to have a house, or they are not allowed to live there anymore, but they can still own the land and they can do agriculture activities there. Then the purpose of land use is changed, and the price has dropped, so they can get compensation for this.

#14

For support, there is support to stabilize life, but this support is only applicable for individual and households who have been relying on their land as a main source of living, for example, farmers. However, if you are a doctor and you moved to a new area, this would not apply to your family. Support to stabilize business: business can get support to stabilize when they have to move to another area. The support is up to 30% of the average annual net income over the last three years. People can get support in training for a new occupation if they cannot continue to do what they did to earn their living before, and they can get support in job finding.

I have presented the basics of Vietnamese land resumption regulations. Some of the noticeable feature is that the investor cannot go directly to the families and obtain land use rights from them, but they have to go through the government to get permission for the project, and use government assistance to obtain land use rights. Land will be compensated with consideration to the market price, but it does not have to reflect exactly the market price. Compensation for other types of damage is also similar, the price applied is issued by the state.

Now we would like to talk about this case with regards to land resumption that *Hai*-san will present to you.

(フオック) Konnichiwa. My name is Hai. I come from Vietnam, and am an LLM student at Keio University. To move on to our presentation, I would like to primarily introduce about an actual

case in Vietnam.

#15

As you can see in the picture, there is a very large building **which** is known as the Gateway Thao Dien project in Ho Chi Minh City.

#16

In this case, the plaintiff is the Truong household, and the defendant is the People's Committee of District 2. In 2009, the Thao Dien Gateway project, as you can see in the picture, was officially approved by the Ho Chi Minh City People's Committee. In addition, the People's Committee of Ho Chi Minh City also issued a Decision required that the investor of the project shall compensate for the plaintiff - the Truong household, whose land was resumed by negotiation. However, the investor didn't do it.

While the investor and plaintiff **were** negotiating for a mutual agreement on compensation, the People's Committee of District 2 promulgated a decision on land consumption of the plaintiff. Although the plaintiff did not agree **with the decision on land consumption**, the People's Committee of District 2 still enforced the land resumption and compensated to the plaintiff on the basis of land price list instead of the market price of this land. Of course, the plaintiff did not agree and they started a legal action against this administrative decision.

In the hearing, the People's Court of District 2 decided that, in this case, because of satisfying the conditions prescribed by law, the plaintiff was entitled to receive the compensation for the land resumption, and the compensation shall be determined on the basis of specific land price instead of the land price list of the provincial people's committee.

In reality, how do **we** determine the specific land price? When it comes to the specific land price, it shall be determined based on the types of the land and the market land prices, just to name a few. Under this circumstance, instead of determining the land compensation based on the specific land price, the People's Committee of District 2 determined the land compensation based on just the land list price which is very low. Because their determination of the land price for compensation is

inaccuracy, the administrative decision of the People's Committee of District 2 is wrong. Therefore, the Court has rendered a judgment to revoke the decision of the People's Committee of District 2 in this case. **When** the judgment is effective, the investor and the plaintiff shall renegotiate for a new land price for compensation.

As presented on the slide, the old land price for compensation is just about VND5/ m² million, meanwhile, the new one has reached **more than** VND46 million/ m². It seems that the new compensation has increased more than nine times. In addition, as far as I know, there were some newspapers mentioned that said the plaintiff still did not agree with this price. **Therefore**, in a case where they did not agree with the compensation price, the plaintiff shall hire an independent company specializing in evaluation of the land value to decide the specific land price.

#17

This was a summary of an actual case in Vietnam related to land resumption. Thank you very much for your attention. If you have any questions, please feel free to ask us.

質疑応答

(司会) ありがとうございます。これより質疑応答の時間とさせていただきます。ご質問のございます方は挙手をお願いいたします。

(Q1) Thank you. My name is Hayashi, faculty of economics. Ownership of the land is always the base for the economic activities for the people. However, I have started to think that, even if the ownership of the land for people is not established, if the procedure for the resumption and the compensation is established, then I think it may work. How do you evaluate this kind of procedure?

I am especially interested in that price list that is renovated every year. Related to the case that you have mentioned, how do you evaluate your institution or system of resumption and compensation as a whole if you compare it to other countries' cases?

I was just going to ask you question for the previous presentation. For example, I was afraid that for China or Hong Kong that committee members of the decision in the rural area in China or let us say a development plan for Hong Kong, 50 members are chosen arbitrarily from the top, the proper conclusion that will not be guaranteed. Also, I was going to ask, for Cambodia, evaluations of the price including the land and buildings is not so easy. Therefore, have you ever compared the other legal systems?

(C) Thank you for your question. I am afraid that we do not have much experience or knowledge about other legal system and while preparing this material we did not compare Vietnamese system with other systems outside, no, we have not been able to assess the other systems' legal regulations to be able to compare them, but we would love to do that.

You were mentioning about how the price is determined when they make compensation.

(Q1) I am sorry. I had a very general question. I thought that the procedure of the resumption and compensation in your country is more precise than I had expected previously, so...

(C) Even when it is precise, in fact, it is not always the case because when the government sends notice to people who then is going to be received, some people will receive it, but they try to block the procedure by not going to the meetings where they gather opinions. Under the law, you have to gather their opinions to make a plan. Even when they do not agree, they do not go to the meeting and say, "I oppose," but they just do not come in, and they refuse to meet the investor for negotiation. Therefore, it does not go as smoothly as the law regulates.

(Q1) Yes, I understand.

(C) I think, one of the reason is that, in Vietnam, when you talk about compensation, it is always by money. People cannot argue that, even when they get the money, they do not want to move. They cannot argue their interest over other interests. However, I think that in Japan, when I hear people present about the case in Japan, it has to be that there is a public interest in the project. The balance is that the public interest is greater than your interest and you have to move. However, in Vietnam, the government would decide for you that there would be a project here. You cannot argue about not moving, but you can only argue about the price. Except for the land where there are specific laws regulating that the land price must be compensated closely to market price, other types of compensation is made by the price issued by the government. For houses and buildings, even when they say that they are compensated in full, the price provided by the government is quite low. If you build your house with expensive material, and you buy the best material for your house, this compensation is hardly adequate.

(Q1) Thank you.

(Q2) Thank you for your very nice presentation. It was very interesting and actually very inspiring. Just one very quick legal question. When you are talking about the land use rights, if the land is an object of a security interest, if it is pledged or mortgaged, what compensation, what protection would those mortgage or pledge holders get?

(C) We are really sorry. We are afraid we do not have the answer for your question yet, but we will do some research.

(Q2) Okay, please check on that.

(C) Yes, I will get your name card and we will send you an answer.

(Q2) That is great.

(司会) 他に質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、慶應義塾大学大学院法務研究科の皆さん、ありがとうございました。これより第2部を終了といたします。

第3部

全体討論

モデレーター：

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

(司会) これより第3部の全体討論を始めさせていただきます。

(松尾) 全体討論の大まかな流れとして、主として2つのことを取り上げたいと思います。

第1に、法整備支援の担い手や法整備支援に関連する活動への参加者、そしてそれによる利益の享受者の範囲を、どうやって広げていくことができるでしょうか。できるだけ多くの人々が自発的な問題関心に従って法整備への協力活動に関わり、法整備支援を全市民参加的、包摂的(inclusive)なものにし、そして、誰でも・いつでも・どこでも法的救済を手に入れることができる法ユビキタスに接近していくために、具体的にどのような手立てがあるかという問題です。この点に関して、本日は法的サービスをより多くの人々に届けるための弁護士による様々な活動や直面する問題について、日本とカンボジアを題材にして、かなり具体的なお話を伺いました。また、法的サービスの提供主題である裁判所の機能を強化し、市民にとって近づきやすいものとするためには判例の公開が重要ですが、判

例の形成の仕方、その前提問題としての裁判所による法解釈について、ベトナムでの試みと現状、将来の方向性についても率直な報告と質疑応答がありました。これらを踏まえて、さらに議論を深めたいと思います。

第2に、法整備支援の活動と成果が、特定の関係者間で共有されるだけのものにとどまらず、一般市民によって広く共有されていくためには、法整備支援をめぐる様々な利害関係を調整していくことが不可避的な課題として浮かび上がってきています。本日は、土地収用制度の比較研究が報告されましたが、開発プロセスでは政府が主導してインフラ整備などの公共事業を遂行する際に、投資家や企業の利益、周辺住民や地域コミュニティの利益、環境を享受する国民の利益、外国の政府や企業、NGOやNPOの関心など、様々な関係者の利害が錯綜します。法整備支援も、それを通じて開発プロジェクトが円滑に推進されることに寄与することを目指しているのですが、関係者間の利害がぶつかりあう場面では、誰のための法整備「支援」か、特に最も直接的な利害関係をもつ投資家や企業の利益、特に支援国の企業の利益をどのように考えるべきかが問題になります。この点についても、本日は率直な議論ができればと思います。

まず、第1の問題、法整備支援の担い手の拡大や、裁判所へのアクセスの推進など、法ユビキタスに向けた諸方策の実施という観点から、加々美弁護士、ベトナムのランさん、フオンさんの報告も受け、何か追加的な質問やコメントがありましたらお受けして、そこから進めていきたいと思います。いかがでしょうか。

(小畑) ベトナム憲法で、憲法スペシフィックな規定の中では、専属的解釈権がないのに、専属的解釈権と解されているのは、やはり憲法の基本構造から民主集中制で、権力分立ではないということが生じているのだと思うのです。要するに国会常務委員会が法律の解釈権を持つことは、ベトナム憲法の考え方からすると、民主主義の要請にかなっていると考えていると言ってもいいと思うのです。裁判所の法解釈権、発表では法創造の方にかなり力点のある話だったと思いますが、そういうものが一体どういう考え方の基に正当化されるのかという要素を考えていかざるを得ないと思います。これは日本でもあまりきちんとした答えが出されているとは私は思いません。普通は法科大学院でも判例は一生懸命勉強しますし、最高裁が選んだ判例、太字のところは、あたかも法律の条文のように尊重されるということになっていますが、これはどういう根拠に基づくのかということについては、いろいろな説明はあるけれども、決定的な説明は与えられていないように思います。

そういう点で、日本の方へのコメントになると思うのですが、われわれは普通に裁判所が解釈権を持つ、あるいは法創造機能を持つことは非常にいいことだと思っている、これが重要であり、まさに正義を実現する法律の役割の真骨頂だと思っているけれども、これを裁判という場で実現することの位置付けをどのように考えたらいいいのか。それも一つの道かもしれないけれども、例えば法律を作るところでも、法律家の役割があるだろうし、ということは立法府、内閣法制局や両院法制局が法律家の役割を担っているし、各省庁で法律の原案を作るところも非常に重要な役割であると思います。結局、国際法

学での「はやり言葉」で言うと、やはり裁判中心主義というバイアスが、少しあるような気もしないではないのです。その点で、日本についてもアジア諸国についても、裁判による法の支配にウエイトを掛けてやらないといけないということ、アクセス・トゥ・ジャスティスと言ったときに、これは裁判へのアクセスだと考える根拠について、もしご意見があればお聞かせいただければと思います。

(松尾) ありがとうございます。立法と司法の役割分担、その間に存在する緊張関係という大きな論点に通じる非常に根本的な問題提起だと思います。ランさん、フオンさんの報告では、ベトナムにおける法解釈権は国会常務委員会のみにあるという現在の法制度を前提にしつつ、裁判所にも法解釈権限を正面から認めていきましょうという提案がありましたが、裁判所を中心とする法の支配の実現を積極的に評価するという考え方があります。その一方で、国会の機能はどうか、立法をより充実させたいと尊重していくという点もやはり非常に重要で、法の支配を実現するためには国会の立法機能を強化し、熟議に基づく民主主義を推進することへの期待も高まっていて、「立法の復権」ということまわられています。

実は、国会と裁判所は、政治との関係で、そのメンバー、選ばれ方、理念ないしミッション、機能が違って、両者が緊張関係を保って機能することにより、政治の法的コントロールを模索しているという面があります。例えば、国会がその時のメンバーの多数派の熱に浮かされてラディカルな立法をしたときに、裁判所がその法の適用に当たり、法の原理に照らしてチェックし、さらに様々な観点からの検討を慎重に加えることにより、憲法に照らして、あるいは長期的に総合的に判断して、妥当な法実現がされるということもありえます。反対に、国会が民意を的確に汲み取り、あるいは開発政策を実現するために深慮遠謀をめぐらして、既存の法の適用の限界を超えて、裁判所にはすることのできない制度変更を実現するということが必要な場面もあります。このように現在その国で妥当する法は何かを決めることにおいて、国会のミッション・機能と裁判所のミッション・機能には異なる面があり、その相違ゆえにぶつかり合う場面も出てきます。その場合には、その調整ルールを設ける必要があります。裁判官にどのような法解釈を認めるべきかという議論は、この調整ルールの1つであるとみることができでしょう。それによって、立法と法解釈の境界線は実は流動的です。

歴史的にも、裁判官、プロの法曹集団の力が強くなり、裁判所による法創造に対し、立法府の機能を強化して、裁判官は法適用に徹するべきであるとされた場面もありましたし、立法府が特定の政治家の影響を強く受け、政治が立法を蔑ろにすることが頻繁にある状況下では、市民の利益を守る最後の砦としての裁判所の強化が模索された場面もありました。したがって、国会と裁判所の関係は、その各々のメンバーの選任方法や属性、特色、資質等によっても大きく影響を受けるでしょう。

今の小畑先生の追加的なコメントを受けて、さらに一言加えたいという方がいましたら、ご自由にお願いたします。

(森永) 小畑先生のご見解に直接お答えするわけではなくて、小畑先生がおっしゃった西欧側といいますか、特に法曹側がまさに裁判所中心主義で、とにかく裁判所が全てだという方向に陥りやすい部分は確かにあります。しかし、現時点で西欧は、恐らく好き好んで裁判所中心主義になっているわけではなくて、途上国の裁判所が想像以上に立法や行政に対して劣後しているという認識があるからではないかと思います。実際に、ある国の状態を見ていても、立法行政府は非常にだけれども、裁判という形で国民に一番近くで接するはずの国家機関が、能力、プレゼンスともに非常に低い。これはやはりバランスが非常に悪いだろうということで、恐らくそちらを強化しないといけないと、われわれはつい思いってしまうのだらうと思うのです。

その反面、立法行政の機能ももちろん果たしていかなければいけないわけで、特にベトナムに関しては、私はこの間行って来ていろいろなところと話してきたのですが、やはりまだ非常に社会主義法の支配的な考え方をしている人たちが、国会、行政レベルでもかなりたくさんいらっしゃいます。それは別におかしいわけでも何でもなくて、それはそれで非常に緻密な理屈が成り立っていて、筋が通った話ではあるのです。ですから、法整備支援をする側として、あるいは外国として、いきなり「それはおかしい」と言うわけにはいきません。ただ唯一言えると思うのは、立法が非常に精緻になっていく反面で、実行が伴っていないシステムは、変な言い方ですが、立法と立法理論が精緻すぎて、重くなりすぎているのです。それゆえに国民からどんどん離れていってしまう。こういう悪循環に陥っている可能性があります。それがあつ場合にはやはり、皆さんの理屈は分かりますけれども、もう少し使いやすいものにしてあげた方が実効性はありますよという方向で、徐々にダイアログを続けていかなければいけないという話なのだと思います。いきなり「あなたのところ、おかしいよ」と言って全面的に裁判所を支援するのは一番下手といいますか、良くないと思うのです。やはり向こうにも歴史なり、文化なりがあり、法文化もあるでしょうから。ただ、非常に使いにくい、プラクティカルではないものに陥らないように、サイドから助言していくというスタンスを取るべきなのだろうと思っていますし、私たちもそういうスタンスで物事をやっているつもりです。

特にたまたま今回はベトナムの方がいらっしゃるのので、ベトナムを非難するわけではないですが、やはりまだ、全ての事態に即応できる、対応できる法律でなければならない、そのためには極めて詳細でなければならない、それは全部体系的に整っていなければならない、それが整っていれば紛争は起きないはずだという考え方なのです。なおかつ、社会の各構成員の行動は全て国家が管理しなければならないし、その行動については国家が責任を負う。この考え方は、これがきちんと動いていけば何の問題もないはずなのですが、そうはいかないとなってくると、やはりどこかである程度の折り合いを付けていかなければならない。そのことを徐々に理解していただくという方向に行かざるを得ないのではないのでしょうか。支援はそういうところに非常に留意しなければいけないと思っています。

(松尾) ありがとうございます。森永部長は現在は法務省法務総合研究所国際協力部の部長であるとともに、以前はベトナムに法整備支援の専門家として長期にわたって赴任

されていて、この世界では一番長い経験をお持ちの方だと思います。ベトナムの変化を今までずっと見てこられたことが、今のご指摘につながっているのだと思います。

今回はランさんとフオンさんから、国会の常務委員会の法解釈権を前提にしつつ、裁判所にも解釈権を認めるべきである、ただ、国会の常務委員会と全く独立の法解釈権をポンと与えるのではなくて、常務委員会からの可決と資料には出ていましたが、一種のオーソライズを与えるという具体的な提案がありました。その辺について、今の小畑先生のコメントも踏まえつつ、追加的なコメントがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

杉田さんは先ほど、国会の常務委員会の解釈権を留保しつつ、その間のプロセスで裁判所に解釈権があるのはいいのではないかというお話をされていましたが、今の議論との関係ではいかがでしょうか。

(杉田) 先ほど小畑先生がおっしゃっていたことの一つの背景かと思うのですが、きっとウエスタンのシステムによって法解釈と思っているものと、ベトナムで法解釈と思われるものは、きっと最後が違うのだろうと思うのです。日本やウエスタンで考える法解釈は、法適用という本来的な司法の部分に含まれているものとして法解釈を捉えています。ベトナムの法解釈は、Giải thích pháp luật (法の説明) というものがあり、法律を事案に適用するまでに細かくしていくことは立法者が説明するというところで、どちらかという立法作用に近いものだと捉えているのではないかと思うのです。これは、本質的にどちらの作用に分類されているかによって、どこの機関に帰属しているのかが分かっているのではないかと思います。ある専門家は例えば10万と言っているように、どうしてもベトナムは法規範文書が多いです。それぞれ元々の法律があって、委任されているか、されていないか分からないですが、細則で実質は法解釈をしていると思うのです。日本でいう法適用のときに必要な法解釈をしているのは、きっとベトナムだと立法サイドの人たちだと思うのです。その最後がどこになって、ベトナムでは法律の説明だとして裁判所にその機能を移すというのであれば、やはりその作用が本当に裁判所に移せるものなのかということを考えなければいけないのではないかと思うのです。小畑先生がおっしゃっていた民主集中制の下で、立法機能だから国会に帰属していないと、やはりそれはおかしいとなるのか、それとももう少し、司法の機能としての法解釈はあり得て、それは今ある国会常務委員会の解釈とは違い、先ほど森永部長もおっしゃっていたことと重なると思うのですが、個別的な事案で説明するというだけなのか。根源としてベトナムの法解釈はどちらの作用なのか気になりますし、そこを掘ってもいいのではないかと思います。これはコメントです。

(松尾) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(原) 弁護士の原です。この4月までアフリカのコートジボワールにJICAの専門家として赴任していました。先ほど杉田さんが、ロシアかと思ったらフランスの系譜ということをおっしゃったことで、自分の無知をさらすので恥ずかしいのですが、こんな実務もあると

ということのご紹介です。多分、裁判中心主義ではないところに私は行ったのだと思うのです。確かに裁判所はあります。最高裁もあります。それはそれなりに美しいヒエラルキーですし、それなりに回っていると思います。ただ、司法の世界を考えたときに、トップは司法大臣なのです。例えば最高裁よりも必ず司法大臣が上です。日本ですと、検事総長と最高裁長官と日弁連の会長と法務大臣が四天王のようになるものですが、それが司法大臣をトップに掲げたヒエラルキー型になります。ただ、もしかするとこれはアフリカという社会の、土着の長が上にいるということの影響もあるのかとも思いますが、いずれにしても最高裁よりも上なのです。実質的に誰が解釈権を持っているかという点、恐らく日本で言ったら法務省の民事局、刑事局の局長に該当する司法省の民刑事局長というのがいて、この人が法律の解釈のアドバイザーのような立場にあり、大統領にも最高裁にも解釈についてのアドバイスをすることができます。ですから、この人が何と言うかということで全員が動くという関係にあるように思われました。そして、それなりにつつがなく回っているわけです。

また、先ほど司法アクセスという話が出ましたが、私は現地で司法アクセス支援をまさにやっていました。ただ、みんなが司法省にアクセスできるような司法アクセスかという点、やはり裁判所なのです。それを理屈で説明しようとすると、なかなか難しいものがあるような気がします。現実にはそういう社会もあり得たということをご紹介したいと思います。

(松尾) ありがとうございます。今のコートジボワールについてのお話の中では、国会はどのような位置付けになっているのでしょうか。

(原) 国会は法律を通してくれるところという感じです。

(松尾) 法の解釈権について、国会の権限や役割はどうなっているのでしょうか。

(原) 恥ずかしながらフランスの方の知見が浅いので、残念ながらそのあたりが素人の発言になっていると思います。

(松尾) ありがとうございます。立法と司法と行政の関係は、多様なパターンがありますし、また似たパターンを採用していても、権力統制の機能や実効性は一様でなく、非常に難しいですね。さらに、それをどうやって構築していくのがいいのかというのは、決してワンパターンのやり方があるわけではありません。そのこと自体が、今日の議論の中でも確認できたと思います。今、原さんが指摘してくださった、司法大臣がトップで、最高裁に法解釈のアドバイスをするという話は、実は類似の状況が、日本の明治維新直後にもありました。司法省の訓令を仰いで裁判をした時代を経て、徐々に裁判所に人材を集め、裁判官の能力を強化しつつ、少しずつ司法部が強化され、独立していくというやり方は、権力分立のプロセスとしてはありうるのではないかと思います。さらに、ベトナムの

場合には、国会との関係で裁判所の法解釈権をどう考えるべきかを検討する際に、国会の位置づけと機能について、民主集中制という理念と、共産党の指導という要素も考慮に入れる必要があります。これに関してさらに質問やコメントはありますか。

(原) 今、言い忘れたことがあります。皆さんのコメントを伺って興味深いと思ったのは、私が現地にいたときに、日本の支援は非常に小さなもので、現地で法整備支援を大々的に行っているのは旧宗主国であるフランス、それから米国、あとはEUです。ただ、彼らは当然のことながら、このような司法制度のあり方を承知しているわけですが、司法大臣が一番上にあるというこの並びはどうかという視点での、批判的な、あるいはそこを変えようという取り組みはなかったと申し上げられると思います。

(松尾) ありがとうございます。さらに質問やコメントがあればお願いします。

(小畑) 自分で問題提起して、自分で答えるみたいな話なのですが、今、裁判所中心主義に批判的、懐疑的な側から発言したのですが、裁判所中心主義というか、裁判所をもっと活性化させることが法整備の実現にとって重要だという立場から考えると、結局そういうシステムの方が、在野の法曹の地位を確立する、在野の法曹のエンパワーメントを図るという点では非常に優れたシステムであるということだと私は思うのです。これは条件にもよって、優れた法律家が官の側に集中して組織されるという条件のある社会の中では、そもそもリソースの配分のところで決着が付いてしまっているという状況があって、裁判所中心主義を口で言っても、実際にはそれが本当の意味での法整備の実現に近付くということにはならないと思います。逆にそういう条件が出てきたところでは、やはり裁判所を活性化させるという道筋をぜひ考えないといけないと私も思っており、ベトナムもそういう段階にあると思っています。だから、結論的には否定的ではなくて、そういうことをきちんと段階や文脈に応じて考えないといけないのではないかということを書いたわけです。ユビキタス社会の実現のためには、最終形態はやはり裁判所を活性化させるという道筋を考えておく必要があると思っています。

(松尾) ありがとうございます。裁判所の法解釈権限の問題は、司法部への人材確保と能力強化の問題と関わっていて、法解釈に関する能力強化に関しては、法解釈学の発展とも連動するところがあり、そうだとすると大学の法学教育のあり方も、ベトナムの裁判所による法解釈がどうなっていくかということに影響を与えるかもしれません。

さて、法整備支援の成果をできるだけ多くの人々が享受し、また、法整備に関わる活動にできるだけ多くの人々の参加を促していくという観点から、さらに議論を進めたいと思います。これは6月の「いざないシンポ」以来取り扱われてきた問題ですけれども、従来、法整備支援の担い手としては、検察官、弁護士、裁判官といった法曹が中心になって、しかも立法支援、そして法曹の能力強化ということを日本の法整備支援では主としてやってきたわけです。しかし、担い手の養成という点では、地方自治体の職員の能力強化という

ことも視野に入って来ざるを得ないのではないかと思います。これについて何かコメント、あるいは法整備支援のご経験から、地方の行政政府の能力強化に関する問題意識をお持ちの方がおられれば、お願いします。

(森永) 先生がおっしゃっているのは、日本側の地方政府の？

(松尾) 両方です。日本の経験や現在直面する問題としてでも結構ですし、法整備支援の相手国における地方への支援の状況についてでも結構です。

(森永) 地方ということに関しては、実はJICAのベトナムのプロジェクトは一時、非常に意識したことがありまして、私が行っていたところで既にベトナムのプロジェクトは10年を超えていたのです。その間は、いわば中央機関の支援ばかりしていました。

ところが10年たって実際に検証してみますと、中央の皆さんの、例えば最高裁判所裁判官や検察官、あるいは司法省の係官など、みんなものすごい勢いで能力を上げてきて、法令なども大事なものが出来るようになってきたのですが、一步地方へ行くと、それが音を立てて崩れるというような時代がありました。それは当時、国際会議でも相当問題視されていました。ベトナム自身も、地方の人たちにわざわざ国際会議に来ていただいて、生の声を聞くと、「俺らはほったらかされている」と。あの当時は確かプロジェクトが70もありましたが、誰もわれわれのことは構ってくれない、そのせいで変な地方条例ができてしまったり、とんでもないことになっているということが、かなりの多くの地方の人たちから聞かれました。そのときに私がよく言っていたのは、機関車だけが先に走ってしまって、客車が一つもついてこないという状態になるのではないかということです。

その反省の下に、プロジェクトを15、展開し始めたのです。パイロット形式で、予算の問題もあるので、あまり遠くに行くとそれだけでものすごくお金がかかたりしますので、それは難しいのですが、少なくともそのときに、代表的なベトナムの中規模都市みたいな基準で選んでプロジェクト的なものを展開しました。その結果を中央にフィードバックして、もう一回もんで、果たして中央でやっても大丈夫なのかを検証して、その情報をまたさらに地方の方に送り出すという二層的なサイクルを回せるようにしました。これは、特に裁判所の検察に関しては割とうまくいったのです。

しかし、ベトナムに地方公務員はあまりいないわけです。省、県それぞれのお役人さんたちがおられて、ただ業務指示は国の方から降りてくるという典型的な二重の服従の構図を取っています。例えば日本ですと、地方法務局は全部法務省の傘下にあるのですが、ベトナムはそうではなくて、省と県とまたその下のものがある、それがいわば委託業務のような形で請け負っているという形になるのです。そうすると、司法省の場合が一番地方展開が難しかったのですが、それは予算の面もあって、各地方でパイロットをするのはなかなか難しいということがありました。ですから、地方展開する場合には、対象国の地方の構造のようなものを最初に相当きちんと調べた上でやらないと、思わぬフリクションを起こすこととなります。

それから、ベトナムは全然問題ないのですが、別の国で言いますと、中央政府に対する地方の反抗を促しているみたいな捉え方をされて、そんなことはとんでもないというような話になる場面もあるわけです。地方の能力の強化は非常に大事ですが、それはやはり中央とパイプのあるところをやらないと、どうかすると非常にバランスを欠くような状態になる。ですから、本当に独立してしまっている地方のそこだけを対象にするというのは、あまりいいやり方ではないという感じがします。

(松尾) ありがとうございます。他の国についてもコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(小松) 弁護士の小松と申します。私は今年の5月末までミャンマーの法整備支援プロジェクトのアドバイザーとして現地にいました。今はJICAでアドバイザーとして働いています。地方の政府に対する支援ということですが、法整備支援とは別の文脈でJICAでは地方政府の能力の向上をやっている、その手法としては、トータル・クオリティ・マネジメントなど、結構、経営学的なものを利用して支援しています。例えばバングラデシュなどで、地方自治体の人たちにいろいろ提案をしてもらって、その中からいい提案を選んで実行する。それを選ぶ制度を実現する過程について支援しています。

公務員の人材育成という意味では、何か問題点を見つけて、それを解決するための制度を考えて、それを実行する。それは別に法律でなくても、法律の枠内でやれることなので、それ自体、非常に効果がある。法整備をしている人たちから見ると、やはり法律を作ることが大事だということから入ってしまうので、何が問題なのかということを見落としがちになるところがあるのではないかと、私は現地に行って感じました。向こうにいと、裁判所や法務長官が空中戦をやっているようなところにいるので、現地のどういうところに問題点があるのかというようなことは、なかなか把握するのが難しいところがあります。

そういう意味で言うと、現地に近い地方の公務員の人たちに対する人材育成は、実際に法律を実行するのはそういう人たちになるので非常に重要なのですが、法整備支援が地方の人たちに何ができるかということ、それは現地にいると限界があると感じました。もちろん、対象が国の機関であるということが理由ですし、法律は全国一律、公平に適用されなくてはいけないので、JICAで行っている法整備支援の中で地方まで行くのは、結構大変だと思うのです。

思い出したのは、今ミャンマーのプロジェクトで、地方の裁判所などに行って、現地の裁判官なりにセミナーをしているということです。先ほど森永部長がおっしゃったように、われわれは見捨てられたようなところがあるということもあり、地方でセミナーをすることに対しては、非常に地方の人たちに好評を博していると聞いています。

雑ばくな言い方になってしまいましたが、言いたいことは、立法機能や司法機能はどのように改善していくかということにもつながるのですが、国によっていろいろな違う問題点がたくさんあると思います。どういうことが一番大きい問題なのか、問題点のプライオリティ付けをして、国によっては立法、具体的には作るのは行政なので行政になると思

うのですが、そこを支援するのか、ある国では地方の方を支援していくのかということを決めることになるのではないかと思います。

(松尾) ありがとうございます。実はなぜこの話を出したかといいますと、日本では近年、所有者不明土地問題といわれる現象が起こっていて、例えば、公共事業を実施するために事業用地になる予定の土地の登記簿を見ても、名義人は登記簿記載の住所にはおらず、あるいは名義人はすでに亡くなっていて、相続人を辿って現在の所有者を確定しようとしても、場合によっては相続が2度、3度と生じている場合もあり、真の所有者に辿りつかない、その結果、現在の所有者が誰で、その所在がどこか分からないという問題が頻発しています。もっとも、中央政府が実施する公共事業であれば、担当公務員のノウハウや経験の蓄積およびマンパワーを駆使して、100人、150人の相続人を追跡するというのもやっているようですが、地方公共団体ではそれと同じことができるかということ、そのための人員が確保できないのが実情のようです。そういう問題は潜在的にはあったはずなのですが、それが顕在化した1つのきっかけは、2011年の東北大震災の後の災害復興のために、津波の予防施設や住宅地の移転、道路の整備などの公共事業を行う際に、所有者不明土地問題に突き当たったのです。同様の問題は日本だけでなく、法整備支援の対象国でも生じていることが予想されます。今、森永さん、小松さんから頂いたコメントで、やはり地方の問題は存在し、なかなか一筋縄にはいかないけれども、中央との関連を意識しつつ、対処を進めていくべき問題であり、既にそういう取り組みもあることを伺いました。これについて、ほかにいかがでしょうか。

(原) 地方の関係で、私はアフリカに行く前に日本の法テラスの本部で部長だったのです。被災地の支援などにも関わっていたのですが、司法アクセスの文脈で地方自治体は一つ要で、末端まで本当に求める人に司法アクセスを実現するためには、法律家だけでは限界があり、本当に困っている人に届けるために、キーワードとしては関係機関連携というのですが、これをどうするか。日本の場合だと法テラスは全国50個の事務所がありますが、その50個が、それぞれの自分の所轄の関係機関になるべくネットワークをうまく構築するということが一つポイントなのです。

同じことが当然ながら途上国でもあり、私がいたところでもありました。具体的には、私は司法アクセスを変えるためにコールセンターをつくったのですが、そのコールセンターのPRをする、「こういうサービスができましたよ」ということをきちんと伝えるために、住民の皆さんとそれをやったとき、やはり自治体に声を掛け、それで自治体からPRしていただくということが実現しそうになったりしたわけです。それはまさに日本でやっているようなことと全く同じであったと思います。ですから、司法アクセスの典型論点の一つではないかと思うのです。

ただ、地方自治体を特に取り上げて支援したりというよりも、先ほど小松さんからもお話がありましたが、そういう支援は多分、JICAにもあるのです。コートジボワールは平和構築、社会統合の文脈でそういう支援があって、私は実はその社会統合のプロジェクトの

住民委員会の方とコラボさせていただいたのです。どちらかという、司法の関係者との関係では、地方と手をつないでそういうネットワークづくりをすべきときにできる能力を強化するというようなイメージだったと思います。

それから、いかに全国のばらつきをなくすかということに必要な論点は幾つかあって、全員分行きわたるような数の何かを用意して配ってみたりすると、輸送費や交通の便などが現実のネックになってきたりというようなことがありました。

(松尾) ありがとうございます。原さんからは法整備支援の提供側と受入側の双方における関連機関の連携の重要性について指摘していただきました。これも一朝一夕には解決できない問題ですが、問題の所在を共有できたのではないかと思います。

(森永) 別にPRをするわけではないですが、実は地方展開の中で、われわれが今まで一番やっている中で、非常に大事になってくるのは犯罪者の社会復帰なのです。あまりなじみのないところかもしれませんが、日本でもそうですし、先方国でもそうです。地元とのつながりができないと、日本でも、もちろん保護観察官は法務省ですが、実際の生活費や生活保護、住居という話になると全て地方自治体ですので、その連携は非常に大事になってきます。それはどこの国でも全く同じです。これもある種のアクセス・トゥ・ジャスティスです。そういう論点もあるのだということにご留意ください。

(松尾) 将来法整備支援を担っていく学生の皆さんにも、地方自治体の重要性の問題を託して、一步一步前進に向けた活動の継続をお願いしたいと思います。

今の話とは論点が変わるかもしれませんが、「いざないシンポ」以来、法整備支援の担い手に関して、主として法律専門家が中心になってきたわけですが、キャリアパスなどの話もしていただいて、法律専門家を目指そうというインセンティブも沸いてきたのではないかと思います。その一方で、法整備支援に興味があるのだけれども、それをするには法律家にならないと駄目なのか、特定の専門家にならないと関われないのかという感想も聞かれるのです。例えば、法整備支援の現場で、法律関連ではないのだけれども、こういう知識や経験も求められるなど、そういうことも何かコメントいただけると、学生さんたちの疑問にも答えることができると思います。先ほど原さんから、司法アクセスを展開していく上で法律家だけでは限界があるので関係機関連携を進めているというお話もありましたが、法律家以外との連携といったことで何かあればお願いします。

(杉田) 私が2年間、名古屋大学の日本法センター（ベトナム）で執務したときに、法曹以外の人としては、JICAのオフィスですと業務調整専門家がいました。言語面もそうですし、ベトナムだったらベトナムというように、その地域の専門家の方も必要なのではないかと思います。地域のネットワークも必要ですし、地域の実情を知らないと支援はできないでしょうし。名古屋大学の中で見てみても、弁護士はどちらかという少数派で、もちろん大学の先生、ロー・プロフェッサーという意味ではそこまで法律家に含まれてしまう

のかもしれないのですが、それ以外に、言語の専門家ということで日本語の先生や英語のライティングをする先生という方もいますし、ある程度、法律のバックグラウンドがあって言語的な教育ができるという人がいれば、それは今の現場でも生かせるものではないかと思います。やはり実際の法律に対する起草支援などと教育は双輪のようなものだと思いますので、教育という面で見ると、担い手という面でもう少し間口が広がっていくのではないかと思います。

(松尾) 確かに名古屋大学日本法センターには日本語の先生もいらっしやって、一緒にセンターの運営をしています。これに関して、他に質問でも結構ですし、コメントでも結構ですので、いかがですか。

(加々美) 私が今まで仕事で関わったのがどういう人かというご紹介をさせていただきたいと思います。

まず関係機関としては、例えば司法と福祉がつながる協議会というものを東金市では開いて、地域中核センターや市役所の方々、貧困にあえいでいる方々をサポートしている団体の方々などと協議会を開いて、こういったケースは弁護士、こういったケースはそちらの方ということを話し合ったことがあります。

また、一般的な仕事としては、土地問題などがあれば測量士の方とお話しすることはありますし、税金に関しては税務士の方々と話すことはもちろんあります。土地について、果たしてこれが幾らぐらいになるのだということになると、土地家屋調査士や仲介業者の方々と話すこともあります。先ほどお話に出た犯罪を犯してしまった方々の関係では、もちろん警察と連携することもありますし、住居がない方や、今まで生活保護を受けていたけれども解除されてしまったという方々のために住居を提供してくれる団体もありますので、そういうところと連携を取ったりということはありません。すごく広い目で見ると、どんなところでも連携を取らなければいけないと思います。ただそれは、単発的なものとなってしまうために、ある程度まとまった案件がない段階で、果たして担い手として派遣等までする価値があるのかということ、また考えなければいけないのではないかと思います。

(深沢) 私は慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所で研究員をしています。深沢瞳と申します。ある程度、何かスキルがないと法整備支援に関われないのではないかというような話がありましたが、参加している大学生の方々には、やはりまだ遠いと思われたかもしれないので、私の経験を共有させていただきたいと思います。

今、私は慶應大学の法務研究科で、ベトナム人の留学生の方などの学修支援などの仕事をしています。実際に私が中心にやっているのは生活支援です。例えば彼らが寮に入るために寮と打ち合わせをしたり、外国人が日本に来たときに住民登録をするために市役所にどうやって行ったらいいのか説明したり、銀行口座の開設をしたりということを担当しています。時にはアパートに入居するために一緒に不動産を回ったりすることもあります。

こういう仕事は、自分のやる気さえあればできる仕事で、大学生でも関われるのではないかと思います。こうやって法律を日本に勉強しに来ている学生を助けるということも、広い意味での法整備支援協力の一つではないかと思います。

私は今、大学の職員のような立場でサポートしていますが、例えば隣に座っているヴァンさんは慶應大学の大森寮に入っていました。そのときにヴァンさんは寮に住んでいるたくさんの方の日本人のレジデンシャルアシスタントにサポートをしていただいています。レジデンシャルアシスタントは慶應大学の学生から募集されているのですが、そういうものに自分がアプライすることでサポートに参加できます。こういった関わり方が実は重要なのではないかと感じています。

(松尾) ありがとうございます。そうした活動も含めると、法整備のための協力活動、想像以上に裾野が広くて、多くの人々の協力が必要とされ、かつ意味をもっているんですね。

(小畑) 私はCALEのセンター長をしまして、日本法センターの活動と、名古屋大学に留学してきたときに留学生と接触する機会があります。名古屋大学ではもう十数年たつと思うのですが、今は住民登録に一本化されていますけれども、当時でいう外国人登録、あるいは、まず銀行口座を開設するというハードルがあります。そういうことはぜひ学生さんにやらせてもらおうと学生サークルをつくって、ボランティアの方々をお願いしました。空港への出迎えもお願いしています。そういう形で学生参画があるだけではなくて、例えば夏季セミナーなどで見ますと、分かりやすい例でいうと、日本法センターの3年生の学生に日本でのホームステイの機会を提供しているのです。それは地域の方々をお願いして、ホームステイ先になっていただいています。自治体の国際交流の窓口を頼ったり、あるいはベトナムについては愛知県議会日越友好愛知県議員連盟の人をお願いしたり、そういう形でやっていただいています。

日常的には、留学生の支援については私が知らないこともたくさんあって、知らない間にどなたかの援助を受けているという事態が結構あります。夏季セミナーで名古屋を離れる最後の日には、ホームステイを受け入れてくださった方々を招いて交流会をしますが、それは、日々、法科大学院の授業で疲れている教員にとっては夏の休みたい時期なのですが、出てくると非常に清涼剤になって、われわれの教育がいろいろ目に見えるような形になっているのだということが、留学生を通じてさらに広く分かる。そういう仕組みになっています。

(松尾) 非常に参考になる話ですね。それがどんどん広がっていくのが大事ですね。ありがとうございます。

(小松) 法整備支援の担い手という話ですが、狭く法整備を捉えてしまうと、向こうに派遣する場所が相手の裁判所や司法省になってしまうと思います。そういうところでは、

確かに向こうとの信頼関係や、何もしなくても分かり合えるところがあるなど、見えないところがあるので、法律の資格があった方がいいかとは思いますが。

ただ、それ以外の法整備支援について、ガバナンスといわれる分野は非常に注目されていて、去年の暮れの世銀のレポートにもありまして、UNDPなどいろいろなところが言っているように、いろいろなガバナンスの支援は日本の政府も行っています。例えばミャンマーであれば、ティラワのSEZの支援で法律を作るのを支援したり、証券取引市場をつくることも支援していますし、労働法や、先ほど言ったバングラデシュの地方自治のものも、あれは法律を作るわけではないですが、ガバナンスの支援はいろいろなところに転がっています。そういう支援をするためには、特に法曹の資格は必要ではなくて、例えば日本にあるコンサルタント会社、あるいはミャンマーにはたくさんの省庁から派遣されている方がいます。先ほど言った労働法の関係であればもちろん厚生労働省ですし、証券取引の関係であれば金融庁ですし、建築基準法であれば国交省です。特に制度整備の支援については法律、法曹の資格は必要ではなくて、それよりも、自分の持っている、自分のやりたいと思っている知識をできるだけ積み重ねて、相手方にどれだけ食い込めるか。そういうコミュニケーション能力や人間力が問われるのではないかと思っています。

(森永) 私の方で把握している実例を幾つか挙げます。まず、カンボジアの支援では、法曹以外ということであれば司法書士の方が入っておられます。それから、刑事の分野の支援になりますと、非常に大事になってくるのが心理学の人です。私どもはUNAFEIもついこの間までやっていましたが、受講生は2人とも心理学者です。それから、保護司などであれば福祉関係の学問を修められている人。それから、割と大事なのが統計学です。データの蓄積が非常にたくさんありまして、特にベトナムは今、検察院が犯罪白書のベトナム版を作ろうとしています。これも統計学を駆使しなければいけないので苦労しておられます。ですから統計学の人が必要になってきて、実際に私どもの矯正局で統計に強い者が支援したことがあります。

それから、何よりもぜひ皆さんに考えていただきたいのはITの専門家で、これは必ず必要になります。そうしないと韓国に負けます。東南アジアはどんどん警察もIT化しようとしていますので、この専門家は今後かなり大量に必要なようになってくるだろうと思います。

公務員ということであれば、政府の方は小松さんがおっしゃったとおりですが、意外に欲しいのが警察官です。ですから、警察官を目指している方は、警察官であってもそういうチャンスがあります。正式にやったのはインドネシアのプロジェクトですが、警察官による支援は非常に大事になります。そういったルートもあり得ると考えていただければいいと思います。

(松尾) ありがとうございます。今年の連携企画では、これまで積み残しになっていた問題でしたので、ここでかなり集中的にコメントをいただき、今日は大いに収穫があったと思います。

(原) 法整備支援の関係では、何といたっても通訳、翻訳だったのです。これは、お任せできる方がいるかどうかで100倍違うぐらいのところがあります。場合によってはコミュニケーション自体が活性化してうまくいきます。

あとは、コンサルタントの中で、法律関係好きの方がおられて、ときどきJICA能力強化研修に参加してくださる方もいらっしゃいます。私は、たまたまその方がコートジボワールにいらしたということで、一種のコラボ的なことをやりましたが、将来的には、平和構築のプロジェクトなので、その中の1パーツとしてチームアクセス改善が入るようなことも多分できると思います。そのときには絶対にコンサルの方は必要だと思います。

先ほど森永部長から出たITは、まさにそのとおりで、JICAでやったものでは、ウズベキスタンにLex.UZというとてもいい法律データベースを作っていますが、そのときはプロジェクトの中にITの専門家もいたはずで。私がいたコートジボワールでは、アメリカが超得意分野で、やりたくてやりたくて、裁判所の全ドキュメンテーションのデータベース化をしました。うまくいくか知りませんが、そういう話はみんな大好きです。

先ほど加々美先生から福祉との連携の話がありましたが、司法アクセスの場面では、本当に困っている人にアプローチするには、結局やはり福祉とつながらないと無理なのです。ここは2010年ぐらいから司法ソーシャルワークというキーワードで括られることがときどきあるのですが、特に今、法テラスが一生懸命やっていることです。

同時に、典型例としてはDVだと思うのですが、解決するためには法律以外のプロと手を組まない限り駄目だという複合型の問題があります。これはどこに行っても、どう連携するかということが問題になります。

(松尾) ありがとうございます。第1の問題でほとんど時間を使い尽くしてしまったのですが、第2の問題についても、少し議論したいと思います。

今日の議論の第2の柱である、法整備支援をしていく上で、関係者の様々な利害をどのように調整していくかという問題に関わるものです。例えば、国内における個人や企業の利益保護と公共性の確保をどのようにバランスを取って法整備を実施していくのかという問題があります。本来長期的に見るならば、個人や企業の私的利益の保護と公益性の確保とは対立する問題ではないのですが、特に投資を通じた開発を促進するというコンテキストでは、目の前にある開発プロジェクトから得られるであろう企業や個人の利害関係と公共性の対立が、プロジェクトの実施やその方法をめぐって生じることが多々あります。そこでは、環境の保護や周辺住民の利益、コミュニティの利益、さらに国際NGOの立場などが関わってくると問題が非常に複雑になってきて、どういう利益調整をするのが本来その国の市民のためにとっていいのかということについて、難しい問題が出てくると思います。この点について、何かコメントがありましたらお願いしたいと思います。

それから、これと関連してぜひコメントをいただきたいのは、今日の岩井教官のプレゼンの中で、なぜ法整備支援をするのかという理由として、最近では支援国の企業のための投資環境整備というものが加えられているけれども、これもまだ議論があるというご紹介がありました。日本は支援国企業の投資環境整備を法整備支援の基本方針の改訂版の中に加

えて、それも1つの目標とするという試みを始めたわけですが、実際にそれがどのように展開しているのか、どう受け取られているのかという点についても気になるところです。これについてもコメントがあればお願いしたいと思います。

(杉田) 法整備支援の目的として日系企業が裨益するよという点で、ちょっと疑問で皆さんにお伺いしてみたいのですが、やはり本来的な目標が失われていくのではないかと感じます。どうしても企業となると、ビジネス法の整備を試みたり、日本に有利な制度を持っていった方がいいという議論に引き寄せられたりしないかという心配があります。本来的に何のために法整備支援をしているのか、誰が本当の裨益者なのか。前の会議で森永部長がおっしゃっていた、普通の人が現地の裁判所を信じて使えるようになるという水準に持っていくということ、その原点を、特に私のように途中から入った人間は忘れがちな状態になっていると、個人的な、また全体的な立場からもすごく思います。私が法整備に関わったのは企業も注目し始めてからで、多分、今の学生の方も同じなのではないかと思いますが、日系企業の進出支援なども含めて捉えがちだと思います。しかし、本来的な法整備支援の立ち位置や目的を、もう一度見つめ直した方がいいのではないかと思うのですが、それはどうなのでしょう。

(松尾) 先ほど岩井教官は、そこは慎重に、日系企業だけではなくて、世界の企業とおっしゃったのではないかと思います。最初は日系企業にとっての利益というところから議論があって、それ自体がはたして日系企業だけの利益なのか、あるいは実は必然的にもっと広がりをもったものなのか、議論が展開していると思います。

(森永) 岩井君は大変慎重に言いましたが、まさに先生がおっしゃるとおりで、本来の目的がブレ始めているのではないかという危惧は、私自身は非常に強くあります。というのは、やはり随分前の会議でUNDPのニコラス・フォスターという方がおっしゃっていましたが、法整備支援というのはそんなにピュアになれない、アンポリティカルであり得ないというのは、まさにそうなのです。企業あるいは自国の経済の利害関係がどうしてもそこに絡んでくる。しかし、皆さんに忘れてほしくないと思うのは、法整備支援なのです。私が昔からよく言っていたのは、特に開発途上国に対する支援ですから、それに名を借りて自国に有利な制度を埋め込む、あるいは少しでも自国にメリットが返ってくるようにしようというのは支援とは言わないだろうということです。

企業のための投資環境整備は、おかしくも何ともありません。ただ、それは先ほど岩井が言いましたとおり、どこの国も同じ条件で投資環境が良くなるとういことが、何よりもその国にとって一番いいことであり、その国が豊かになることによって一般の方も豊かになるので、それはいいのですが、特定国のためにやるということになってくると様相ががらっと変わって、こちらは支援ではなくて外交問題です。相手国が完全に同じ土俵に乗って戦えているのであれば、それはやっても構いません。しかし、法制度の面でまだ弱い国に対して、先進国という名前を付けるか付けないかは別として、そういう、いわばバラン

スが崩れている状態で自分のものを押し付けていうというのは卑怯に決まっているわけですから、それはやってほしくない。そこの線引きをはっきりしておいてもらいたいというのが私の感想です。

もう1点は、投資環境整備という、どうしても皆さん、投資法や独占禁止法や知財法という、いわゆる先進国が最先端で使っている法の分野、経済法の分野、あるいは証券取引法に注目するのですが、一般のジュディシアリーや警察のシステム、あるいは刑務所のシステムという本当に基本的なインフラがぐらぐらしている状態でその手の取引を始めたかどうかということになると思いますか。セーフティネットができていない状態で証券取引所をつくったら、当然インサイダー取引もあるはずで、基本インフラのところをおろそかにしたまま、やれ投資環境整備だ、最先端のものがあるからこの投資法をなどと言っても、インプリメンテーションのときにその裁判所が適用できるのかといたら、そんなものは知らないという話になってしまう。それがまさに今、開発途上国で起きる法の執行の問題なのです。理屈はあっても執行はできず、実際に権利は守れない。だから、法律はあっても誰も信用しないで、シンガポールの仲裁に任せますという世界になっているわけです。ですから、やはりまだまだ非常にベーシックな分野を強化しなければいけないフェーズにあると私は認識しています。

(松尾) ありがとうございます。法整備支援の順序、法整備支援の対象分野をどうやって選んでいくかということについて、要請主義の話も出ましたが、ここはぜひとも大きな声を上げて、基本インフラに属する法分野において注力すべきところはまだまだあるのではないかとすることは強調しなければならない点ではないかと思いました。

(林) 今、頂いた2点のうち、最初の担い手ということについて、特に企業からすれば、日本企業だけではなくて、全ての外から来る企業に対して透明性が高められるのはいいことだとみんな思っているということがまずあります。それから、実際にビジネスをしているところで、特に今、法律に関わる問題では労使問題などが一番大きいと思いますが、要するに問題発見の場所としては、日々のビジネス活動が基本にあって、どういう人たちが関わっていくかという話になると、専門家がそばにいらしゃれば非常にラッキーでしょうけれども、実際はなかなか行かないという現状はあります。

もう一つ、自分がやっていることとしてご紹介すると、JICAのサポートでラオス国立大学のMBAでキャピタルマーケットという講座を3年間、テレビを使ってさせていただいています。そこで感じることは、コーポレートガバナンスやインサイダー取引を、実際のケースなどを通じて非常に重要な問題として考える。それからASEANということで考えると、ラオスの人たちと話していても、「隣のタイはかなり事情が違うね」とか、個別の国によって違いが分かってくる。要は、日々の活動から問題点が出てくる、もしくは個別にいろいろなルートで解決しようとするわけですが、法制度として自分の国だけについてということではなくて、とにかく誰が見ても公平なインフラができる、金融についてもインフラができるということが一番大事ではないかと思います。

2点目については、先ほどから法の執行の好循環、悪循環という話が出ていると思うのですが、今回参加させていただいたのは、経済の方から見て、松尾先生が書かれているような法と経済学的な話、要はエンフォースメントというか、当局も実際のプレーヤーも含めて法を守ろうとするインセンティブがいかにか。話が少し飛ぶのですが、昨日たまたまアジアで、日本からベンチャーの人が行って、今、パスワードにもなっているフィンテックや、先ほどから話題になっているITなど、いわゆるリープフロッグといいますが、低いところからぼーんと新しい技術を導入して立ち上がっていき、要は政府も国民も豊かになるということが共通目的としてあって、そういうことをしようとしたときに、では個人情報データの管理はどうですかという議論をしたのです。そこはある程度、みんな豊かになりたいという共通目的があり利害が一致するので、制度を作る側もそこに乗っかる。今までは社会主義といった題目で制度が作られているというレガシーが残っていますが、一方で、新しい動きでそれに追いついて、あるいは追い越していくという中では、制度を作る側もある程度、それに乗っていかざるを得ない。そういう意味では、結果的に利害が一致して制度が作られていくということもあるのかと思いました。

(松尾) ありがとうございます。では、最後になるのですが、原さん、お願いします。

(原) 私は投資環境整備であるとか、それを二つに分けるという言葉に踊らされないようにすべきではないかと思っています。例えば私がいたコートジボワールで、まず内戦後、平和な社会を実現するためにということで、刑事司法分野の人材育成が取り組まれました。セキュリティ刑事司法が、私に言わせれば投資環境整備の第一歩だと思うのです。要するに安全な社会で犯罪がそのまま放置されないという状態がなかったら、どの企業も駐在員を送れないわけです。

それから、投資環境整備の中に、よくIPが出てきます。私は元々IP分野だということもあり、若干詳しいつもりでいるのですが、IPは民事法そのものだと思います。また、WTO協定の関係で、民権の基本的な手続き法が入ってくるのです。実際にベトナムで民事訴訟法をつくらなければいけなくなったのも、WTO協定にサインするために必要だからです。ただ、背景には米国の戦略的に、なぜ米国がTRIPS協定の中にワンチャプターを設けて民事訴訟法のあれこれまで書き込んだかというようなものもあるわけです。ですから、これは説明用テクニックであって、これに関わる者としては、物は言いよ的などころがあり、どちらからも説明ができるのではないかと、私はかねて思っています。まだ気を付けて言葉を使う必要があるかなという感じです。

一番初めに、日本の整備支援で5個あった中の最後が日本の経験共有になっていましたが、これはトップでもいいのではないかと思います。要するに明治維新から、欧米のものをローカライズして何とかやってきたのですが、なぜ日本に支援の要請が来るかというと、やはり日本がこれだけ平和で経済的にも繁栄しているからだと思うのです。こういう今の日本の姿がすごい説得力になっている。そこに経済の*具現（[全体討論]01:43:49）*があるわけですから、あまりそれが悪いことのように思う必要もないのではないかと思います。

(松尾) 言葉に踊らされないということは、上手に付き合っていくという点で非常に大事な点ですね。ありがとうございました。

今日は、本当に多くの皆さんから色々な経験や視点からお話をいただいて、目から鱗が落ちるような指摘もあり、私自身大変勉強になりました。これだけ盛り上がると止めるのが心苦しいのですが、時間が参りましたので、ここで今回のシンポジウムの全体討論は終了したいと思います。今日は大変貴重なご意見、質問、コメントをありがとうございました。後ほど国際民商事法センターの「ICCLC NEWS」に今日の成果を載せていただくことになるのですが、今日の議論の成果を踏まえて、次のステップに進むための糧になればと思います。全体討論は以上で閉じさせていただきます。

(司会) 皆さま、大変ありがとうございました。

続きまして、名古屋大学のCALEの小畑郁教授より、本シンポジウムの総括をしていただきたいと思います。

総括コメント

小畑 郁 (名古屋大学CALEセンター長・教授)

皆さん、長い間ありがとうございます。熱心に討論していただきまして、主催者の一団体として、改めて御礼申し上げます。幾つか私なりの感想を述べたいと思います。

一つは、法整備支援の今回のシンポジウムは、また新たな1ページを開いたのではないかなという点です。学生から報告を頂いて議論するという形式でシンポジウムを開いてきましたが、今回のテーマは、かなり基本的、基礎的な問題を、より具体的な形で提起していただいたとされていて、テーマ選択において非常に印象的でありました。議論にはあまり結び付かなかったかもしれませんが、土地収用の問題を慶応義塾大学の皆さんが調べてくださって、どれだけ結果に結び付いたかは別として、明確に比較法の方法として、単に日本がモデルで、あとはどこまで日本のモデルに近付いているかを調べるのではないという立場を鮮明に表明してやられたことは非常に印象的でした。アジア諸国の法に対する認識をより深めようという意識、基礎的なところから改めようという意識が見られたという点で、非常に印象的でした。

もう1点は、法整備支援の概念にも関わるのかもしれないですが、今回はベトナムの方でしたけれども、恐らくこれほど組織的な形で留学生の方がこの法整備支援シンポジウムに主体的に参加されたということは初めてだったのではないかと思います。大学の立場から言うと、最後の議論もそれはそれ自体で重要だと思うのですが、私は法整備支援という言葉はどうでもいいと思っています。つまり、高等教育レベルの法学のいわばグローバルな発展を考えるのが一番の私たちの目的であり、それには国境も国籍もないのだと私は思っています。地政学的に近い位置にあり、日本と経済の一体化を進めているアジアとの関係はとりわけ重要ですが、それに限られない、より広いパースペクティブで物を考え

ていく必要性があります。そのときに、法整備支援という形でのこういうシンポジウムは、ある段階では終わりを告げるのが理想かもしれないのですが、法学分野での国際協力は法整備支援以降も続くと考えた方がいいのではないかと考えているわけです。従って、法整備支援シンポジウムを脱却して、将来的には、アジア法学国際協力シンポジウムというような中身にわれわれの仕事を移行していくということを、長期的には考えていくのがいいのではないかと考えています。

議論の論点の中で、法整備支援の担い手に関わって大変さまざまな具体的なお指摘がありました。それは煎じ詰めて言うと、私たちの法システムを対象に考えていますが、法システムが動く文脈、背景にもう少し目を配る必要性があると思うわけです。例えば民主主義という言葉がありますが、民主主義ももう少し多層的、多面的に考えていく必要がある。あるいは正義という言葉がありますが、正義も多層的、多元的に考えていく必要性がある。ざくっとした一元的な民主主義、あるいはもっと激しい言葉を使うと一国主義的な民主主義や一国主義的な正義というものを、われわれとしては乗り越えていって、より豊かな民主主義概念、正義概念を築く必要性があるのではないかと考えています。

そのように法システムが動く外側の文脈に注意を払うということと同時に、やはり私たち日本の法システムのガラパゴス的な状況に注意を促さざるを得ないと、残念ながら思っています。つまり、大学教育もそうですが、具体的に言うとアジアの法状況について、この場ではこれだけ光が当たっているけれども、高等教育分野の法学教育の中でアジアの法はやはり十分に確立していない。それは授業科目としても、研究対象としても、かなり周辺のなところにとどまっているというのが実情ではないかと思えます。私たちは外に向かってさまざまな方々と連携しながら視野を広げていくと同時に、法学の内部に多元的な視座を持ち込むことについてもっと努力しないといけないということを、これは私たち大学に関わる者自身への反省として述べたいと思えます。雑ばくですが、私の総括コメントに変えたいと思えます。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。

最後に閉会の挨拶といたしまして、国際民商事法センター、北野貴晶事務局長よりご挨拶いただきます。

閉会挨拶

北野 貴晶 (国際民商事法センター (ICCLC) ・事務局長)

本日のシンポジウムに参加、研究発表を頂いた方、共催者の法務省、名古屋大学、JICAの方々、そして会場の皆さま、長い間、本当にお疲れさまでした。

財団は、法務省とJICAの法整備支援を民間としてお手伝いしていますが、それ以外にもアジア諸国の法曹界との交流を深めるためにセミナーやシンポジウム、研究などを行っています。今回のシンポジウムは、若い方に法整備支援を理解していただくということで特に財団が力を入れている行事で、今年で9年目になります。今回のように連携企画として最

初に「法整備支援のいざない」を行い、サマースクールを行い、そして今回のシンポジウムという形になったのは2012年からなので今回が6回目となりますが、毎年、内容が充実してきており、非常にうれしく思っています。

国際民商事法センターの事務局長というと、いかにも法律の専門家と思われるかもしれませんが、私は法学部は出たのですが、30年余り商社に勤務して、主にフィリピンからのバナナの開発・輸入に携わっており、法律については全く素人です。今回はいろいろな視点から法整備支援という話を聞かせていただいて大変勉強になりました。

最初に加々美先生が、フィリピンのごみの山に行かれていろいろ考えられたということをおっしゃったのですが、私も30年前、フィリピンに7年間いまして、私がいたのはマニラのああるルソン島ではなくて、一番南のミンダナオ島のダバオというところでした。そこでバナナ農園に行くとき、ちょっとした峠を越えるのですが、そこを越えたところがちょうドスマーキングマウンテンといって、ごみの捨て場で、いつも煙が出ているようなところでした。計画では、そこにある谷をごみで埋めるということだったようです。あれから30年たっているのに、既に埋め尽くされたのではないかという気もしますが、当時その風景は一つのダバオの風物詩というか、ごく当たり前の風景でした。ところが、今考えたら、極めて人権的には問題で、何かしなければいけないような状態にあったのかなと思います。

最近、記事で見たのは、ミャンマーの英雄といわれているアウン・サン・スー・チーさんがイギリスでオックスフォード市から1997年に表彰を受けたのですが、最近のロヒンギャの問題で表彰を取り消されたということです。人権というものが一つ大きな柱になっていて、今日の話聞いていても、司法アクセスにしろ、土地の収用にしろ、これも一つの人権の話かと思えます。今後の法整備支援は人権が大きなキーワードになっていくのではないかという感想を持ちました。

今回、発表の後の質疑応答などで、またさらに考えなければいけないことがいろいろ出てきたと思いますので、今回ご発表いただいた方には、さらに深掘りをして、内容をより充実させていっていただきたいと思えます。

また、最近若者が海外に関心を持たなくなったといいますが、今回の話を聞いて、法整備支援にいろいろな形で関心を持っていただいて、日本と海外との架け橋になっていただければ、財団としてもうれしいと思えます。そのためにお手伝いするのが財団だと思っていますので、メールでの問い合わせや、実際に財団の事務所に来て見ていただくということをやっていただければと思います。簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会) これにて連携企画「アジアのための国際協力in法分野2017」法整備支援シンポジウムを閉会いたします。皆さまのご参加、誠にありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野